

社会保険便覧



本便覧の内容は、令和3年9月
末現在の法令に基づいて作成し
てあります。

社会保障給付のあらまし 2

健保・厚年

健保・厚年の適用と手続き一覧(1)	4
健保・厚年の適用と手続き一覧(2)	6
健保の給付と手続き一覧	8
医療保険の負担のしくみ	10
退職後の医療保険への加入	11
高齢者医療のあらまし	12
健保の日雇特例被保険者	14
健保の保険料	15

年金制度

公的年金の保険料	16
あなたが加入する年金制度	18
国民年金の給付一覧	20
厚生年金保険の老齢給付一覧	22
厚生年金保険の障害・遺族給付等一覧	24
老齢になったときの年金	26
老齢基礎年金の受け方	28
老齢厚生年金の受け方	29
老後の年金額 計算一覧	30
平均標準報酬月額等の計算方法	32
60歳以降在職者の年金制度への加入	33
在職老齢年金の受け方	34
老齢年金の繰上げ支給	36
老齢年金の繰下げ支給	38
離婚時の厚生年金分割制度	39
障害になったときの年金	40
遺族基礎年金と遺族厚生年金の関係	42
遺族が受ける年金	44
年金と税金・退職金と税金	46
年金を受ける手続き	47

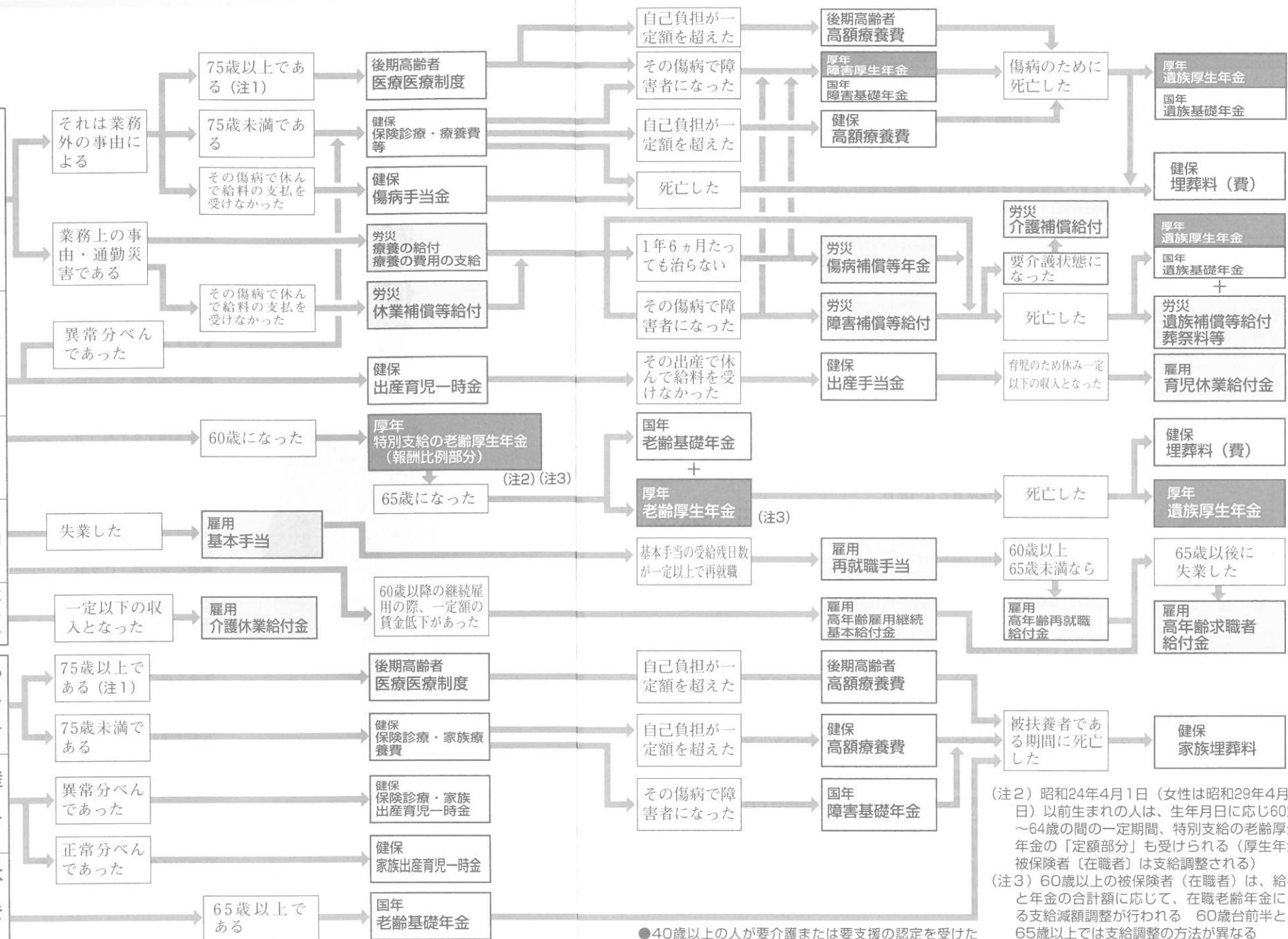
労働保険

労働保険の適用と手続き一覧	48
労災保険率一覧表	50
雇用保険料額の計算方法	51
労災保険の給付と手続き一覧	52
雇用保険の給付一覧	54

介護保険のあらまし	56
街角の年金相談センター一覧	57
年金事務所一覧	58
全国健康保険協会都道府県支部一覧	64

社会保障給付のあらまし

健康保険の被保険者



健保・厚年の適用と手続き一覧（1）

<令和3年9月現在>

		ことがら
被 保 険 者	強制被保険者（健保・厚年）	<p>健保は75歳になるまで、厚年は70歳になるまで、適用事業所に使用されれば強制被保険者となる（健保では75歳以上等の人は後期高齢者医療制度の被保険者となる）下記①～⑤に該当する人は健康保険の日雇特例被保険者となるこの場合、年金制度は厚年ではなく国年の被保険者となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2ヵ月以内の期間を定めて使用される人、② 1ヵ月以内でその日ごとに使用される人、③ 4ヵ月以内の季節的業務に使用される人、④ 6ヵ月以内の臨時に行われる事業の事業所に使用される人、⑤ 所在地が一定しない事業所に使用される人 ・資格取得日－適用事業所となった日、適用事業所に雇われた日、上記①～④の人がその期間をこえて使用されるようになった日 ・資格喪失日－その事業所を退職した日の翌日、死亡した日の翌日、後期高齢者医療の被保険者になったときは誕生日の当日、厚年は70歳の誕生日の前日
	任意包括被保険者（健保・厚年）	<p>適用事業所以外の事業所も認可を受けて適用事業所となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得日－認可のあった日、その他は強制被保険者と同じ ・資格喪失日－脱退について認可のあった日の翌日、その他は強制被保険者と同じ
被 保 険 者	任意継続被保険者（健保）	<p>2ヵ月以上の被保険者期間のある人が強制（任意包括）被保険者の資格喪失後も希望すれば2年間被保険者となることができる（一定期間の保険料を前納できる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得日－強制（任意包括）被保険者の資格喪失日 ・資格喪失日－2年たった日の翌日、死亡した日の翌日、保険料の滞納督促期限の翌日、強制被保険者となった日
	任意単独被保険者（厚年）	<p>適用事業所以外の事業所に使用される人は、事業主の同意を得て、個人で被保険者となることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得日－資格取得の認められた日
被 保 険 者	高齢任意加入被保険者（厚年）	適用事業所に使用される70歳以上の人人が、老齢給付の受給資格期間がないときに、受給資格期間に達するまで厚年の任意加入ができる
	退職被保険者（国保）	健保喪失者で国保加入者のうち①厚年等の20年以上の期間による老齢給付の受給権者、②厚年等の老齢給付の受給権者のうち40歳以上の厚年等の被保険者期間が10年以上の65歳未満の者は、退職者医療の給付を受ける（平成27年3月末で新規対象者はなくなり、全ての対象者が65歳到達時点で制度は廃止となる）
	海外勤務被保険者（健保・厚年）	被保険者資格喪失届の提出がない限り海外出張・勤務中も健保・厚年（厚年は70歳になるまで）の被保険者資格は存続し、保険料負担の義務を負う
	産前産後・育児・介護休業被保険者（健保・厚年）	産前産後・育児・介護休業法に基づく休業者は休業期間中でも健保厚年の被保険者資格は存続し、休業直前の報酬で標準報酬・保険料が計算される
基礎年金番号		公的年金制度の加入記録を正確に通算するため基礎年金番号制が実施されている。基礎年金番号を正確にするため被保険者が住所を変更したときは「厚生年金保険被保険者住所変更届」（これに伴って被扶養配偶者の住所を変更したときは第3号被保険者住所変更届）を提出 このほか氏名変更があった場合には氏名変更届の提出が必要

★70歳以上の在職者に60歳台後半の在職老齢年金制度が適用されているため、厚生年金保険では70歳以上の被用者（被保険者ではない）の雇用、退職、報酬等に関する届出が必要になっている（事業主経由）

手続きが必要なとき	届書名	期限	添付書類など
新しく適用事業所（法人は1人以上の常時使用で適用事業所となる）となったとき、人を雇入れたとき、臨時雇用者が常用になったとき、転勤による転入者があったとき	被保険者資格取得届（適用事業所となつたときは新規適用届）	5日以内	健保で被扶養がある人は被扶養者（異動）届 ※事業主が年金手帳と照合・確認して基礎年金番号等を記入した場合、年金手帳の添付は不要
事業を廃止したとき、被保険者が退職したとき、死亡したとき、転出者があったとき、70歳（厚年だけ）になったとき	被保険者資格喪失届（事業を廃止したときは適用事業所全喪失届）	5日以内	健保の被保険者証（添付できないときは被保険者証回収不能届・70歳到達者は不要）
被保険者（任意包括被保険者をふくむ）の氏名が変わったとき	被保険者氏名変更届	速やかに	被保険者証・年金手帳
5人未満の事業所が健保・厚年の適用を受けるとき（1人以上の常用者使用の法人事業所は強制適用）	任意包括被保険者認可申請書（任意適用申請書）	そのとき	従業員の2分の1以上の加入同意書
任意包括適用事業所が健保・厚年の適用をやめようとするとき	任意包括被保険者脱退認可申請書（任意適用取消申請書）	そのとき	被保険者の4分の3以上の脱退同意書
任意継続被保険者となろうとするとき	任意継続被保険者資格取得申出書	20日以内	被扶養となる人がいるときは被扶養者（異動）届
任意継続被保険者の氏名や住所が変わったとき	任意継続被保険者氏名（住所）変更届	5日以内	被保険者証
事業主の同意を得て自分だけ厚年の被保険者になろうとするとき	任意単独被保険者資格取得申請書	そのとき	年金手帳・老齢給付の受給権者は年金証書
在職中で70歳になんでも老齢給付の受給資格期間に満たないとき	高齢任意加入資格取得申出書	そのとき	保険料は折半負担
事業所としての手続きはないが、退職被保険者に該当する者は、住所地の市区町村で国民健康保険と退職者医療の被保険者資格取得の手続きが必要になる	国民健康保険被保険者資格取得届	該当したときから14日以内	老齢給付の年金証書など退職被保険者に該当することを証明する書類
同行する配偶者は第3号被保険者のままだが、その他の20歳以上の家族は国民年金任意加入手続きなどが必要になる	（任意加入の場合）任意加入資格取得申出書	そのとき	
産前産後・育児休業中の被保険者が保険料免除を申出するとき（介護休業中は免除なし）	産前産後休業・育児休業取得者申出書	そのとき	子が3歳になるまで事業主負担分も免除
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用	同一事業主の適用事業所の厚生年金被保険者数が常時501人以上の適用事業所に勤務する短時間労働者は、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上等の要件に該当すれば新たに厚生年金保険・健康保険（被用者保険）の適用対象となる。 また、同一事業主の適用事業所の厚生年金被保険者数が常時500人以下の適用事業所に勤務する短時間労働者は、労使合意に基づき（国地方公共団体は労使合意に係わらず適用）適用拡大が可能となっている。		

健保・厚年の適用と手続き一覧 (2)

<令和3年9月現在>

こ と が ら	
被扶養者	被扶養者の範囲(日雇特例被保険者についても同じ) 主に被保険者の収入によって生計を維持されている次の範囲 ①被保険者の直系亲属、配偶者、子、孫、兄弟 ②被保険者と同居している①以外の3親等内の親族 ③被保険者と同居している内縁関係の配偶者の父母と子 ④被保険者と同居している内縁関係の配偶者死亡後のその父母と子 夫婦共同扶養の場合は収入の多い方の被扶養者となる
扶養者	生計維持の認定基準 「主として被保険者の収入によって生計を維持する」とは次の基準による ①被保険者と同居している場合 被扶養者の年収が130万円(障害者と60歳以上は180万円)未満であり、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること ②被保険者と別居している場合 被扶養者の年収が130万円(障害者と60歳以上は180万円)未満であり、かつ年収が被保険者からの仕送りより少ないと (①、②で認定すると社会通念上妥当性を欠くときは実態に照らして認定される)
被保険者証と年金手帳	健康保険被保険者証 ①被扶養者に異動があったときは被扶養者異動届を提出して訂正を受ける。被扶養者でなくなった場合は、その人の被保険者証カードを返納し、新たに被扶養者となる人には新しい被保険者証カードを発行してもらう ②他人と貸し借りを行わないこと ③退職のときは必ず事業主を通じて保険者に被保険者証カード(被保険者、被扶養者のすべてのカード)を返すこと
標準報酬	年金手帳 年金手帳に記載された基礎年金番号によって、その人の被保険者期間の記録が行われるので、1人が一生1冊の年金手帳を所持保管していくなければならない。資格の取得、喪失、また国民年金の加入・脱退ごとにその事実と年月日を手帳に記録しておくこと (基礎年金番号通知書を受けていれば年金手帳と一緒に保管すること)
標準報酬	標準報酬月額 保険料や給付金額の計算を簡素化するためにとられている 健保1等級(58,000円)から50等級(1,390,000円)、厚年は1等級(88,000円)から32等級(650,000円)(注)に区分されている 標準賞与額は賞与額から1,000円未満を切り捨てた額とするが、健保は年度累計額で573万円、厚年は支給ごとに150万円の上限設定がある (注)健康保険では標準報酬月額の上限該当者が、3月31日現在で全被保険者の1.5%を超えた場合は、9月から政令で上限を改定。厚生年金では3月31日現在の全被保険者の標準報酬月額を平均した額の2倍に相当する額が最高等級を上回った場合(※令和2年9月より、厚生年金の標準報酬月額の上限が、従来の31等級の上に32等級が追加されている)
標準報酬	決定の時期 ①資格取得時決定(資格取得が1~5月のときはその年の8月まで、6~12月のときは翌年の8月までその標準報酬月額が使われる) ②定期決定(その年の9月から翌年の8月まで、その標準報酬月額が使われる) ③随時改定(その年又は翌年の8月まで改定後の標準報酬月額が使われる) ④産前産後休業・育児休業等終了時改定(産前産後休業が終了して職場復帰したとき、育児休業終了後に3歳未満の子をおなみ養育し元の職場に復帰したとき、随時改定に該当しない賃金の低下があった場合(標準報酬月額が2等級以上変動しない場合)でも標準報酬月額の改定ができる)

手続きが必要なとき	届書名	期限	添付書類など
被保険者に扶養家族があるとき、出生・死亡などで被扶養者に異動があったとき	被扶養者(異動)届	5日以内	被保険者証、扶養家族の年収、生計維持関係を証明する書類(電子媒体申請も可能*)
被扶養者になれる3親等内の親族			
<p>□ = 血族 ○ = 姻族</p>			
<p>□は同居をしていても生計維持の関係にあれば被扶養者と認められる</p>			
被保険者証を紛失、汚損したとき	被保険者証再交付申請書	速やかに	紛失のときは事由書、その他は旧被保険者証
年金手帳を汚損、紛失したとき	年金手帳再交付申請書	速やかに	汚損の年金手帳
異なる基礎年金番号の年金手帳(厚生年金保険被保険者証)を2冊以上持っているとき	基礎年金番号重複取消届	速やかに	所持している年金手帳、基礎年金番号通知書のすべて
毎年7月1日現在で、4・5・6月に支給した被保険者の報酬を届け出るとき 支払基礎日数が17日以上の月の平均で標準報酬月額を決定 ※パートタイマーは、就労日数15日以上17日未満も支払基礎日数の対象となる	被保険者報酬月額算定基礎届	7月1日~10日まで	総括表 (電子媒体申請も可能*)
固定的賃金の変動によって、標準報酬月額の等級に2等級以上の差が出で3カ月続くとき(3カ月ともに支払基礎日数17日以上が必要)	被保険者報酬月額変更届	3カ月経過後すみやかに	(電子媒体申請も可能*)
賞与等(年に3回以下)が支給されたとき	被保険者賞与支払届	5日以内	(電子媒体申請も可能*)
休業終了後の報酬が、2等級未満の変動や固定的賃金の変動を伴わない場合でも標準報酬月額の改定ができる	産前産後休業・育児休業等終了時報酬月額変更届	職場復帰月から3カ月経過後	

*電子媒体申請とは、CD・DVD等による届出

健保の給付と手続き一覧

令和3年9月現在

給付の種類	給付の条件	給付の内容	手続き等												
療養の給付 (家族療養費)	労災保険が適用となる業務災害以外の傷病等で治療を受けるとき、保険医療機関の窓口に健康保険被保険者証を提出すれば治るまで必要な医療が受けられる(処方箋がある場合は保険薬局で調剤も)患者は年齢別に右記の一部負担金を窓口負担する	①診察②薬剤・治療材料の支給③処置・手術・その他の治療④在宅療養・看護(入院・看護) ●被扶養者は家族療養費として受ける	《一部負担金》 ・義務教育就学前は2割 ・義務教育就学以上70歳未満は3割 ・70歳以上75歳未満は2割(ただし、現役並所得者は3割)〈10円未満四捨五入〉												
保険外併用療養費 (家族療養費)	保険外の診療と保険診療とを併用し、保険外の診療が「評価療養」または「選定療養」と認められたとき ※患者からの申出があれば審議を経て保険外併用療養費が受けられる	●保険診療相当部分が保険外併用療養費から受けられる ●保険外の療養については全額個人負担 ●被扶養者は家族療養費として受ける	・専用の支給申請書を提出 ・一部負担金は療養の給付と同じ内容で負担												
療養費 (家族療養費)	1. 療養の給付を受けることが困難であると認められたとき 2. 保険医療機関以外の病院等で治療等を受け、これがやむを得ないと認められたとき	本来なら保険診療で受けられた給付に相当する額(保険診療にならないため立替払いした額)が現金給付で払い戻される(一部負担金などを除く)	・「療養費支給申請書」を提出 ・一部負担金は療養の給付と同じ内容で負担												
移送費 (家族移送費)	次のいざれにも該当すると保険者が認めたとき ①療養が保険診療として適切であること、②病気、ケガにより移動が困難であること、③緊急その他やむを得ないこと	経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用に基づいて算定した額を限度として、現に要した額を現金給付で受ける	・「移送費支給申請書」を提出												
入院時食事療養費 (家族療養費)	入院をして食事の提供(食事療養)があったとき	●所得に応じた右記の食事療養標準負担額を1食ごと負担する(1日3食分が負担限度) ●被扶養者も同額を負担、家族療養費として取扱われる	《食事療養標準負担額》 ・一般 一食460円(1日1,380円) ・低所得者等の軽減措置あり												
入院時生活療養費 (家族療養費)	療養病床に入院する65歳以上の人に対する生活療養の提供が行われたとき	●食事療養並びに温度・照明・給水に関する適切な療養環境の提供 ●被扶養者も同額を負担、家族療養費として取扱われる	《生活療養標準負担額》 ・一般 1日1,750円(1食460円×3食+居住費370円) ・低所得者等の軽減措置あり												
訪問看護療養費 (家族訪問看護療養費)	難病・障害者・寝たきりの人など在宅療養患者が、医師からサービス利用の指示を受けたとき	基本利用料を支払って、訪問看護事業者から看護師等の訪問看護サービスを受ける	《基本利用料》 ・療養の給付と同じ負担割合の一部負担をする												
高額療養費	1. 同一月・同一医療機関ごとの自己負担額が高額になった(所得別に下記の5段階の額を超えた)とき、それぞれ下式により計算した額を超えた額が受けられる														
	70歳未満の自己負担限度額(70歳以上は次頁表参照)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬月額83万円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額53万~79万円</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額28万~50万円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額26万円以下</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	自己負担限度額(月額)	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	標準報酬月額26万円以下	57,600円	低所得者	35,400円
区分	自己負担限度額(月額)														
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%														
標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%														
標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%														
標準報酬月額26万円以下	57,600円														
低所得者	35,400円														

給付の種類	給付の条件	給付の内容	手続き等
	2. 同一世帯で過去12カ月に4回以上高額療養費の支給を受けることになるとき(多数該当)	4回目からは、上位所得者は83,400円、一般は44,400円、低所得者は24,600円を超えた額が受けられる	
	3. 同一世帯で同一月に21,000円以上の負担が複数生じ、合算額が自己負担限度額を超えたとき(世帯合算)	自己負担21,000円を超えたものを合算し、前記1・2の額を超えた額が受けられる	
	4. 厚生労働大臣の定める長期高額の疾病(血友病・人工透析※・H.I.V感染)は自己負担額が1万円を超えたとき	1万円を超えた額が受けられる(血友病・H.I.V感染症の場合、自己負担金1万円も公費負担)	
高額療養費	70歳以上の自己負担限度額	70歳以上の自己負担限度額	※ただし、人工透析患者のうち所得の高い人(月収53万円以上)は自己負担限度額は、2万円を超えたとき
	区分	外来(個人) 外来・入院(世帯)	
	現役並み所得者	標準報酬月額83万円以上 標準報酬月額53万円~79万円 標準報酬月額28万円~50万円	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円) 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
	一般	標準報酬月額26万円以下	18,000円* (44,400円)
		低所得者	8,000円 24,600円 15,000円
高額医療・高額介護合算療養費	同一世帯で医療保険の介護保険の給付の一部が著しく高額となったとき	一部負担の合算額が一定の限度額を超えた場合、その超えた額を支給	・介護保険者から自己負担額証明書を受け、医療保険者に申請
傷病手当金	療養のため労務不能で給与の支払いを受けられないとき	休業4日目から1日につき標準報酬月額の平均額注の3分の2相当額を1年6カ月まで	・「傷病手当金支給申請書」を提出
出産手当金	出産のため、出産の日前後42日より(多胎妊娠は98日)出産の日後56日までの間で休業し、給与の支払いを受けられないとき(予定期間も支給)	休業1日について標準報酬月額の平均額注の3分の2相当額	・「出産手当金支給申請書」を保険者へ提出
	注 標準報酬月額 支給開始日以前の継続した12カ月間の平均額▶標準報酬月額を平均した額		
出産育児一時金 (家族出産育児一時金)	妊娠満12週を超えて(85日以上)出産したとき(生産・死産・流産の別を問わない)	●産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は1児につき42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は39万円)	・直接支払制度を利用し、一時金額と医療機関等の代理受取額との差額分を請求するときは「出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書」
埋葬料 (家族埋葬料)	●被保険者が死亡した際、被保険者と生計維持関係にあった者 ●被扶養者が死亡したときは家族埋葬料を受ける	一律5万円	・「埋葬料支給申請書」を提出
埋葬費	被保険者が死亡し、埋葬料を受ける者なく、友人等が埋葬を行ったとき	一律5万円	
		埋葬を行った人に、上記埋葬料の額を限度として埋葬に要した費用の実費	・「埋葬費支給申請書」を提出

医療保険の負担のしくみ

健康保険の診療を受ける場合は、受診時に被保険者証等を医療機関等に提示して一部負担金を支払う この一部負担金の割合は、年齢や所得の状況に応じて決められている

■医療費等の一部負担(令和3年9月現在)

制度	年 齢	一部負担金(基本利用料※1)	入院時 食事療養費	入院時 生活療養費
被用 者保 険・國 民健 康保 険	義務教育就学前※2	2割	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者は食事療養標準負担額を1食460円負担(1日1,380円を限度) ●被扶養者も家族療養費として同額を負担 	<p>65歳以上 が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者は生活療養標準負担額を負担 ●被扶養者も家族療養費として同額を負担
	義務教育就学～ 70歳未満	3割		
	70歳以上 75歳未満	一般:2割 *誕生日が昭和19年4月1日までの人には1割 現役並み所得者※3:3割		
医後期 制度 高齢者	75歳以上 (一定の障害認定 者は65歳以上)	一般:1割 現役並み所得者※4:3割		

※1 訪問看護療養費の基本利用料も、医療費の一部負担金と同割合

※2 義務教育就学前までは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう

※3 現役並み所得者とは月収28万円以上の人の単身世帯で年収383万円、夫婦世帯で520万円未満の場合を除く

※4 現役並み所得者とは、課税所得145万円以上かつ収入額383万円以上の人。なお、同一の世帯に後期高齢者と65歳以上75歳未満の人が同居している場合、両者の収入の合計が520万円以上になれば、両者とも現役並み所得者となる

■高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)

被保険者・被扶養者の保険診療による同一月・同一医療機関の自己負担額が高額になったときや高額の月が複数生じたときなど、自己負担額が収入等に応じた一定額を超えたとき、その超えた部分の給付が高額療養費として受けられる 高額療養費の自己負担限度額は、70歳未満と70歳以上75歳未満とでは基準が異なっている

区 分	70歳未満の自己負担限度額(月額)	4回目から(月額)	(注)
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	70歳以上75歳未満の自己負担限度額は12頁参照
標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
標準報酬月額26万円以下	定額57,600円	44,400円	
低所得者	定額35,400円	24,600円	

※上位所得者とは、療養のあった月の標準報酬月額が53万円以上の被保険者

※低所得者とは、市区町村民税の非課税者、生活保護法の被保護者、高額療養費の支給がなければ生活保護法の被保護者になってしまう被保険者

■世帯で合算した額が自己負担限度額を超えたとき(世帯合算)

同一世帯(被保険者と被扶養者)で、同一月で21,000円以上の負担が複数生じ、その合算額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた部分が受けられる

■同一世帯の高額療養費が12カ月間に多数該当したとき(多数該当)

同一世帯の70歳未満の患者が直近12カ月の間に高額療養費の支給を3回受けたときは、4回目からは所得区分に応じ超えた額(上表参照)が受けられる

退職後の医療保険への加入

■60歳未満の退職者が加入する医療制度

健康保険の任意継続被保険者になる	被保険者資格の喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者期間のある人が、資格喪失日から20日以内に住所地を管轄する協会けんぽの都道府県支部(または健康保険組合)に申請すれば、その後も任意継続被保険者として2年間、健康保険の被保険者となることができる 保険料は退職時の標準報酬月額によって決まり全額本人負担になる。ただし、保険料には最高限度月額が定められており、協会けんぽの場合、資格喪失時の標準報酬月額が全被保険者の平均月額(令和3年度300,000円)に基づいて保険料額が計算される
国民健康保険の被保険者になる	健康保険の任意継続被保険者になる場合や親族等の健康保険の被扶養者になる場合をのぞき、国民健康保険の一般被保険者になる。加入の手続きは市区町村で行い、保険料(税)額は、前年の所得をもとに計算される
健康保険の被扶養者になる	被保険者との生計維持関係や、被保険者および本人の収入等、一定の基準に該当すれば健康保険の被扶養者となることができ、健康保険からの給付が受けられる。加入の手続きは、扶養者の事業主を通じて行い、保険料は健康保険制度全体で拠出しているので、個人の負担はない

※倒産などで失業した人が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるよう、失業時からその翌年度末までの間、国民健康保険料(税)を前年所得の給与所得の30/100として計算するなどの負担軽減策が実施されている

■60歳以上の退職者が加入する医療制度

国民健康保険の被保険者になる	退職被保険者と一般被保険者の保険料(税)額、自己負担割合、給付内容は同じだが、退職被保険者の医療に要する費用の一部は、被用者保険からの提出金で賄われる ※一定の厚生年金被保険者期間があれば、65歳になるまで加入できる国民健康保険の「退職被保険者制度」は、平成27年3月末で新規の対象者はなくなり、その対象者が65歳に到達した時点で原則として制度は廃止となっている
健康保険の任意継続被保険者	60歳以上の退職者も60歳未満の退職者と同様に2年間、任意継続被保険者となることができる。2年を経過したのちに国民健康保険に加入するか、健康保険の被扶養者になる手続きをする
健康保険の被扶養者になる	被保険者との生計維持関係や、被保険者および本人の収入等、一定の基準に該当すれば健康保険の被扶養者となることができる

※上記のいずれの場合も75歳(一定の障害のある人は65歳以上75歳未満)になったら、在職・退職に係らず後期高齢者医療制度の被保険者となり、都道府県(広域連合)ごとに定められた保険料を負担する。加入直前に被扶養者であった人は、保険料負担の軽減措置がある

【退職後の医療保険の加入手続き】

制 度	手 続 き 先	保 険 料	備 考
医 療 制 度	任意継続被保険者	協会けんぽ都道府県支部または健康保険組合	手続きは資格喪失日から20日以内に行う
	健康保険の被扶養者	扶養者の事業所を通じて年金事務所	場合によっては非課税証書や住民票などを添付する
	国民健康保険の被保険者	市区町村の担当課	前年の所得による(市区町村により異なる)

健保の日雇特例被保険者

●日雇特例被保険者の適用

(健康保険法第3条第2項の規定による被保険者)

被保険者となる人	健保の適用事業所に使用される日雇労働者（日々雇用者、2ヶ月以内の期間雇用者、4ヶ月以内の季節的業務雇用者、6ヶ月以内の臨時的事業雇用者）は日雇特例被保険者となる。被保険者は協会けんぽ等で「被保険者手帳」を交付してもらう。
被保険者となるない人	上記の日雇労働者でも2ヶ月に26日以上雇用される見込みのない人、健保の任意継続被保険者、その他特別の理由があるときは日雇特例被保険者とはならない。
被扶養者となる人	上記日雇特例被保険者の収入によって主として生計を維持（生計維持の認定基準は一般被保険者と同じ）されている一定範囲の親族（健保の一般被保険者と同じ）。
保険料の納付方法	被保険者は被保険者手帳（一般用又は介護用）の交付を受け雇用の日ごとに被保険者手帳を事業主に提出して健康保険印紙（一般用又は介護用）の貼付消印を受ける。

■標準賃金日額と保険料額

日雇特例被保険者の保険料額（日額）は賃金日額をもとに、次の算式により計算される

$$\text{保険料額} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31)$$

※平均保険料率については、協会けんぽ各支部の都道府県単位保険料率に、各支部の被保険者の総報酬額を乗じて得た額の総額を、全国の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率により算出することになっている。

賞与（上限40万円）が支給されたときは、賞与からも同率の保険料を負担

■医療等の受け方と給付内容

「被保険者手帳」が交付された協会けんぽ（指定市町村）で「受給資格者票」の交付を受け、月毎に手帳と受給資格者票に受給資格の確認印を受け、医療機関の窓口に提出する。

給付は出産手当金以外は一般被保険者とほぼ同様 ただし要件や受給期間等が異なる場合がある 独自給付に特別療養費がある

出産手当金=出産の日の属する月の前4か月間の標準賃金日額の各月毎の合算額のうち最大の月の額の1/45相当額

特別療養費=初めて日雇特例被保険者となって最初の2ヶ月間は支給要件を満たすことはないため、通常の療養の給付を受けることができないのでその間に特別療養費から療養の給付を受ける

健保の保険料

健康保険と厚生年金保険では、被保険者が受けるさまざまな報酬の月額を一定の幅で区分した標準報酬月額に当てはめて事務処理している。この標準報酬月額をもとに毎月の保険料額が決められ、健康保険の給付や年金が計算される。

■協会けんぽ

<健康保険の一般保険料率>

協会けんぽの場合、健康保険の一般保険料率は都道府県別に設定されている。一般保険料率は、医療給付と保健事業に充てる基本保険料率（都道府県毎）と、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金等に充てる特定保険料率（全国一律）の合算となっている。

<介護保険料>

介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は40歳に達した日から健康保険の一般保険料に上乗せして介護保険料を納める。協会けんぽの介護保険料率は令和3年度は1000分の18.0となっている。

●健康保険の標準報酬月額

（令和3年9月現在）

等級	標準報酬月額	報酬の範囲		等級	標準報酬月額	報酬の範囲	
		円以上	円未満			円以上	円未満
1	58,000	~	63,000	26	380,000	370,000 ~	395,000
2	68,000	63,000 ~	73,000	27	410,000	395,000 ~	425,000
3	78,000	73,000 ~	83,000	28	440,000	425,000 ~	455,000
4	88,000	83,000 ~	93,000	29	470,000	455,000 ~	485,000
5	98,000	93,000 ~	101,000	30	500,000	485,000 ~	515,000
6	104,000	101,000 ~	107,000	31	530,000	515,000 ~	545,000
7	110,000	107,000 ~	114,000	32	560,000	545,000 ~	575,000
8	118,000	114,000 ~	122,000	33	590,000	575,000 ~	605,000
9	126,000	122,000 ~	130,000	34	620,000	605,000 ~	635,000
10	134,000	130,000 ~	138,000	35	650,000	635,000 ~	665,000
11	142,000	138,000 ~	146,000	36	680,000	665,000 ~	695,000
12	150,000	146,000 ~	155,000	37	710,000	695,000 ~	730,000
13	160,000	155,000 ~	165,000	38	750,000	730,000 ~	770,000
14	170,000	165,000 ~	175,000	39	790,000	770,000 ~	810,000
15	180,000	175,000 ~	185,000	40	830,000	810,000 ~	855,000
16	190,000	185,000 ~	195,000	41	880,000	855,000 ~	905,000
17	200,000	195,000 ~	210,000	42	930,000	905,000 ~	955,000
18	220,000	210,000 ~	230,000	43	980,000	955,000 ~	1,005,000
19	240,000	230,000 ~	250,000	44	1,030,000	1,005,000 ~	1,055,000
20	260,000	250,000 ~	270,000	45	1,090,000	1,055,000 ~	1,115,000
21	280,000	270,000 ~	290,000	46	1,150,000	1,115,000 ~	1,175,000
22	300,000	290,000 ~	310,000	47	1,210,000	1,175,000 ~	1,235,000
23	320,000	310,000 ~	330,000	48	1,270,000	1,235,000 ~	1,295,000
24	340,000	330,000 ~	350,000	49	1,330,000	1,295,000 ~	1,355,000
25	360,000	350,000 ~	370,000	50	1,390,000	1,355,000 ~	

※標準賞与額（年度の累計額573万円が上限・1000円未満切捨て）にも一般保険料率（介護保険該当者は介護保険料率を合算）を乗じた額を納める

※産前産後休業・育児休業期間中の保険料は、申出により本人・事業主とも免除される

●都道府県単位の一般保険料率（令和3年度）

（単位：1000分の1）

北海道	10.45	東京	9.84	滋賀	9.78	香川	10.28
青森	9.96	神奈川	9.99	京都	10.06	愛媛	10.22
岩手	9.74	新潟	9.50	大阪	10.29	高知	10.17
宮城	10.01	富山	9.59	兵庫	10.24	福岡	10.22
秋田	10.16	石川	10.11	奈良	10.00	佐賀	10.68
山形	10.03	福井	9.98	和歌山	10.11	長崎	10.26
福島	9.64	山梨	9.79	鳥取	9.97	熊本	10.29
茨城	9.74	長野	9.71	島根	10.03	大分	10.30
栃木	9.87	岐阜	9.83	岡山	10.18	宮崎	9.83
群馬	9.66	静岡	9.72	広島	10.04	鹿児島	10.36
埼玉	9.80	愛知	9.91	山口	10.22	沖縄	9.95
千葉	9.79	三重	9.81	徳島	10.29		

※左表の一般保険料に含まれる特定保険料率（後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等に充当）は全国一律で1000分の35.3。

※介護保険第2号被保険者は介護保険料（全国一律1000分の18.0）を左表の率に上乗せ

公的年金の保険料

●国民年金の保険料（第1号被保険者）

月額16,610円（令和3年度）

月額16,590円（令和4年度）

国民年金の保険料は、平成29年度以後は16,900円で固定となっている

この保険料額には改定率（前年度の改定率に名目賃金変動率を掛けた率を基準に設定）が乗じられるため、上記の金額となる

生活扶助受給者や障害基礎年金受給者は保険料の法定免除、所得が一定以下のときなどは申請免除・猶予の制度もある

- 一定の所得以下であれば保険料の全額又は一部が申請免除される制度がある 10年以内に追納もできるが学生納付特例を利用するときは適用されない
- 申請免除は4段階となっているが、免除期間分に相当する年金額は、免除割合に応じて以下のように減額される

（平成21年3月までの免除期間）

全額免除	年金額の3分の1に減額
4分の3免除	年金額の2分の1に減額
半額免除	年金額の3分の2に減額
4分の1免除	年金額の6分の5に減額

（平成21年4月以降の免除期間）

全額免除	年金額の2分の1に減額
4分の3免除	年金額の8分の5に減額
半額免除	年金額の4分の3に減額
4分の1免除	年金額の8分の7に減額

- 20歳以上の学生は申請により保険料が後払いできる特例納付制度がある
- 30歳未満で本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、申請すれば30歳になるまで納付が猶予となる（平成37年6月まで）

※猶予期間、特例納付期間は資格期間に通算されるが年金額には反映されない、10年内に追納すれば年金額に反映される

（納期）当月分は翌月納付が原則（口座振替、前納割引〔1年分、2年分〕、早割あり）である 保険料納入の時効は2年間である

●厚生年金保険の毎月の保険料（第2号被保険者）

厚生年金保険被保険者として、標準報酬月

額×保険料率で計算された次頁表の厚生年金保険料を負担する（その場合、同時に国民年金保険料も負担した扱いになる）

厚生年金保険料率は平成16年10月から毎年千分の3.54ずつ引上げられており、平成29年9月以後は千分の183に固定されている

●厚生年金のボーナス時の保険料

ボーナス（年3回以下の賞与や決算・期末手当等）の支払いを受けたときは、標準賞与額＜支給時ごとに支給額の千円未満を切り捨てた額、150万円を上限＞に月額保険料と同率を乗じて計算した保険料を負担する

●産前産後休業・育児休業中の厚生年金保険料は免除

第2号被保険者が産前産後休業、育児休業をした場合は申請により本人・事業主とも保険料が免除される。この免除期間は子が3歳になるまで。また産前産後期間中・育児期間中、勤務時間の短縮等により賃金が低下しても、年金額が下がらないよう休業前の標準報酬月額で保険料を納付したものとみなされる。

さらに休業終了後の給与が下がった場合、隨時改定の基準に該当しない少額の低下でも標準報酬月額の改定ができる。

（納期）毎月および賞与時の厚生年金保険料は事業主が翌月末までに事業主負担分を加えて年金事務所に納付する。

●第3号被保険者の保険料

厚生年金保険および共済組合加入者の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の年金費用は各制度から拠出されるので、国民年金保険料を特に自己負担する必要はない。ただし、そのためには第3号被保険者資格取得届・被保険者種別変更届の提出（事業主経由）が必要となる。

過去に会社勤め（厚生年金に加入）した人や、夫が転職して次の就職までに空白期間のある人などで種別変更届していない場合は、未加入期間が生じ年金が受けられない、あるいは低額になることがある。そこで平成17年4月前の第3号被保険者期間の届け出漏れについて、2年を超える期間についても、申し出により復活できる。

厚生年金保険料月額

（令和2.9.1～）保険料率・保険料額の推移

等級	標準報酬月額	報酬の範囲	一般被保険者	
			保険料率 183.00 1000	全額
1	88,000	円以上 ～93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000～101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	101,000～107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000～114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000～122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000～130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000～138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000～146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000～155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000～165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000～175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000～185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000～195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000～210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000～230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000～250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000～270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000～290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000～310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000～330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000～350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000～370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000～395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000～425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000～455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000～485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000～515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000～545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000～575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000～605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000～635,000	113,460.00	56,730.00
(32)※	650,000	635,000～	118,950.00	59,475.00

※令和2年9月1日から、厚生年金保険の従来の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（第32級・65万円）が追加となり、上級が引き上げられています。

（児童手当の給付に充当される子ども・子育て拠出金）

（事業所の厚生年金被保険者の標準報酬総額×3.6/1000・令和3年度）を事業主が全額負担（産前産後休業、育児休業中は免除）

なお17年4月以後の届け出漏れは、やむを得ない理由があったと認められた場合にのみ2年以上遡って復活できる。

●厚生年金基金加入員の保険料

厚生年金基金加入員の厚生年金保険料率は、基金毎の財政状況により定められた免除

厚生年金保険料率

適用年月	保険料率
平16. 9まで	千分の135.80
平16.10～17.8	千分の139.34
平17. 9～18.8	千分の142.88
平18. 9～19.8	千分の146.42
平19. 9～20.8	千分の149.96
平20. 9～21.8	千分の153.50
平21. 9～22.8	千分の157.04
平22. 9～23.8	千分の160.58
平23. 9～24.8	千分の164.12
平24. 9～25.8	千分の167.66
平25. 9～26.8	千分の171.20
平26. 9～27.8	千分の174.74
平27. 9～28.8	千分の178.28
平28. 9～29.8	千分の181.82
平29. 9～現在	千分の183.00

国民年金保険料

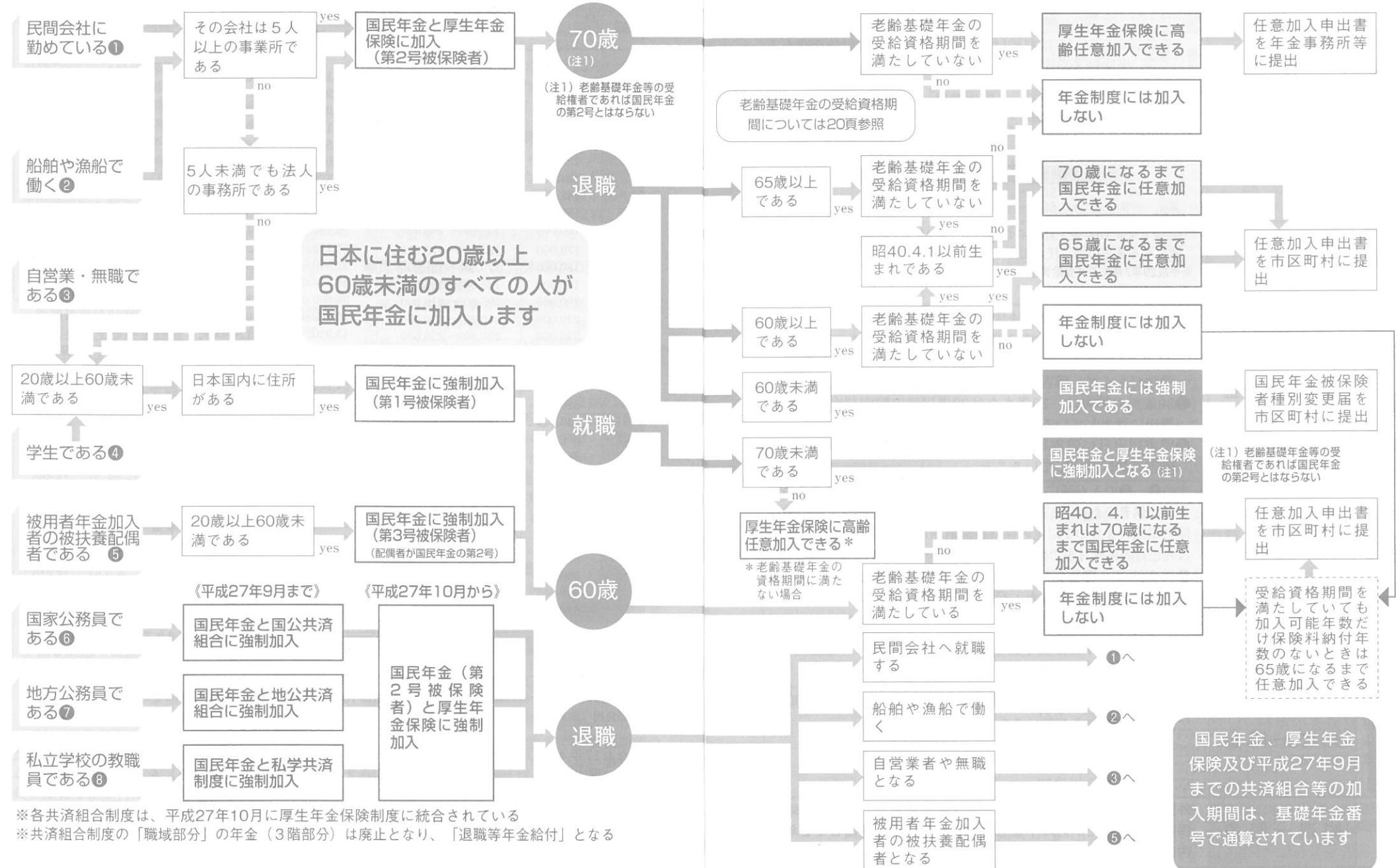
適用年月	月額
平20. 4～21. 3	14,410 円
平21. 4～22. 3	14,660
平22. 4～23. 3	15,100
平23. 4～24. 3	15,020
平24. 4～25. 3	14,980
平25. 4～26. 3	15,040
平26. 4～27. 3	15,250
平27. 4～28. 3	15,590
平28. 4～29. 3	16,260
平29. 4～30. 3	16,490
平30. 4～31. 3	16,340
平31. 4～令 2.3	16,410
令 2.4～令 3.3	16,540
令 3.4～令 4.3	16,610
令 4.4～令 5.3	16,590

保険料の2年間前納制度が実施されているため、毎年2年度分の保険料額が決定される

料率（千分の50～24の27段階、この分は基金の掛金として納める）を差し引いた率となる

したがって加入員の保険料と基金掛金の負担額の合計は、基金に加入しない一般被保険者の保険料と同額となる

あなたが加入する年金制度



国民年金の給付一覧

<令和3年度>

年をとつたとき

障害になつたとき

死亡した（遺族になつた）とき

給付名	受給資格条件	受給期間	年金額の計算方法																												
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格期間（保険料納付・保険料免除・合算対象期間をふくみ、保険料未納期間をのぞく）が10年以上※であること <div style="text-align: center;"> $\begin{array}{l} \text{保険料納付期間} + \text{保険料免除期間} + \text{学生納付特例期間} + \text{若年者納付猶予期間} \\ + \text{育児休業期間中の厚生年金保険料免除期間} + \text{国民年金合算対象期間} + \text{厚生年金加入期間} = \boxed{\text{10年以上}} \end{array}$ </div> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳までに10年以上にならない人で、昭40.4.1以前生まれの人は70歳になるまでの間、任意加入できる <p>※平成29年7月までは受給資格期間は25年以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳から終身 繰上げ減額ならば 60～64歳の希望する年齢から終身 繰下げ増額ならば 66～70歳の希望する年齢から終身 	$780,900\text{円} \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料多段階免除月数} \times \text{国庫負担に応じた減額割合}}{40\text{年} (\text{又は加入可能年数}) \times 12\text{月}}$ <ul style="list-style-type: none"> 納付特例期間で10年以内に追納がなければ年金額に反映されない 付加保険料納付のとき……200円×付加保険料納付月数 繰上げ、繰下げの場合は上記額が下記率で減増額される <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>60歳以上61歳未満</td> <td>30%</td> <td>66歳以上67歳未満</td> <td>8.4%～</td> </tr> <tr> <td>減額率 61 ◎ 62 ◎</td> <td>24%</td> <td>増額率 67 ◎ 68 ◎</td> <td>16.8%～</td> </tr> <tr> <td>62 ◎ 63 ◎</td> <td>18%</td> <td>68 ◎ 69 ◎</td> <td>25.2%～</td> </tr> <tr> <td>63 ◎ 64 ◎</td> <td>12%</td> <td>69 ◎ 70 ◎</td> <td>33.6%～</td> </tr> <tr> <td>64 ◎ 65 ◎</td> <td>6%</td> <td>70歳以上</td> <td>42.0%～</td> </tr> </table> <p>(注) 繰下げ受給の場合の増額率は、「繰下月数×0.7%」で月単位で算出</p>	60歳以上61歳未満	30%	66歳以上67歳未満	8.4%～	減額率 61 ◎ 62 ◎	24%	増額率 67 ◎ 68 ◎	16.8%～	62 ◎ 63 ◎	18%	68 ◎ 69 ◎	25.2%～	63 ◎ 64 ◎	12%	69 ◎ 70 ◎	33.6%～	64 ◎ 65 ◎	6%	70歳以上	42.0%～								
60歳以上61歳未満	30%	66歳以上67歳未満	8.4%～																												
減額率 61 ◎ 62 ◎	24%	増額率 67 ◎ 68 ◎	16.8%～																												
62 ◎ 63 ◎	18%	68 ◎ 69 ◎	25.2%～																												
63 ◎ 64 ◎	12%	69 ◎ 70 ◎	33.6%～																												
64 ◎ 65 ◎	6%	70歳以上	42.0%～																												
障害基礎年金	<p>①被保険者期間中の障害は、その傷病の初診月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納がないか、平成38.3.31までは初診月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がなくて、障害認定日に障害等級に該当すること</p> <p>②20歳前の障害は、20歳または20歳以後の障害認定日に障害等級に該当していること</p> <p>③障害認定日に障害等級に該当していなくても、65歳までに障害等級に該当していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害認定月の翌月から障害である間 20歳未満に障害認定日のあるときは20歳の誕生日の翌月から障害である間 事後重症は65歳前の請求月の翌月から 	<p>1級障害=976,125円+子の加算額 2級障害=780,900円+子の加算額 加算額（注1）……子1人224,700円 子2人224,700円 子3人 74,900円 (以下1人増すごとに74,900円)</p>																												
遺族基礎年金	<p>次の①～③の人が死亡して、18歳（障害の子は20歳）未満の子のある配偶者または子がいて、死亡者が死亡月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納がないか、令和8.3.31までは死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと</p> <p>①被保険者 ②被保険者であった60～65歳未満の人 ③老齢基礎年金が受けられる人、受給資格期間を満たしている人</p>	<p>死亡月の翌月から子が18歳（障害のある子は20歳）になるまでの間</p>	<p>●配偶者と子が遺族 780,900円+子の加算額 加算額（注1） 子1人224,700円 子2人224,700円 子3人 74,900円 (以下1人増すごとに74,900円)</p> <p>●子が遺族 子が1人 780,900円 子2人224,700円 子3人 74,900円 (以下1人増すごとに74,900円)</p>																												
寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間のある第1号被保険者の夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま死亡したときに10年以上結婚している妻（内縁関係を含む）がいるとき	60歳から65歳になるまでの間	夫が受けられる老齢基礎年金額の4分の3																												
死亡一時金	第1号被保険者が老齢・障害基礎年金を受けないまま死亡して、遺族基礎年金が受けられない遺族がいるとき	一時金	<table border="1"> <tr> <td>保険料納付</td> <td>3年～15年末満</td> <td>120,000円</td> <td rowspan="6">付加年金保険料納付3年以上の場合8,500円を加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15年～20年</td> <td>145,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20年～25年</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25年～30年</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年～35年</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35年以上</td> <td>320,000円</td> </tr> </table>	保険料納付	3年～15年末満	120,000円	付加年金保険料納付3年以上の場合8,500円を加算		15年～20年	145,000円		20年～25年	170,000円		25年～30年	220,000円		30年～35年	270,000円		35年以上	320,000円									
保険料納付	3年～15年末満	120,000円	付加年金保険料納付3年以上の場合8,500円を加算																												
	15年～20年	145,000円																													
	20年～25年	170,000円																													
	25年～30年	220,000円																													
	30年～35年	270,000円																													
	35年以上	320,000円																													
脱退一時金	外国人が日本国内に居住中、第1号被保険者として6カ月以上保険料を納めたが何の年金も受けられないまま帰国して2年以内に請求したとき	一時金	<table border="1"> <tr> <td>保険料納付</td> <td>6月～12月末満</td> <td>49,830円</td> <td>30月～36月末満</td> <td>249,150円</td> <td>54月～60月末満</td> <td>448,470円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月～18月末満</td> <td>99,660円</td> <td>36月～42月末満</td> <td>298,980円</td> <td>60月以上</td> <td>498,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18月～24月末満</td> <td>149,490円</td> <td>42月～48月末満</td> <td>348,810円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>24月～30月末満</td> <td>199,320円</td> <td>48月～54月末満</td> <td>398,640円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	保険料納付	6月～12月末満	49,830円	30月～36月末満	249,150円	54月～60月末満	448,470円		12月～18月末満	99,660円	36月～42月末満	298,980円	60月以上	498,300円		18月～24月末満	149,490円	42月～48月末満	348,810円				24月～30月末満	199,320円	48月～54月末満	398,640円		
保険料納付	6月～12月末満	49,830円	30月～36月末満	249,150円	54月～60月末満	448,470円																									
	12月～18月末満	99,660円	36月～42月末満	298,980円	60月以上	498,300円																									
	18月～24月末満	149,490円	42月～48月末満	348,810円																											
	24月～30月末満	199,320円	48月～54月末満	398,640円																											

(注1) 障害・遺族給付の加算対象になる子とは満18歳の誕生日後の3月31日までの未婚の子をいう

厚生年金保険の老齢給付一覧

<令和3年度>

給付名		受給資格条件	受給期間	年金額の計算方法
年をとったとき	老齢厚生年金	<p>老齢基礎年金の受給資格期間（10年以上：前頁参照）に該当して、さらに次の2条件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヵ月以上の厚生年金保険の被保険者期間があること ・65歳になっていること <p>右記はマクロ経済スライドによる年金額の計算式で、平均標準報酬月額、平均標準報酬額は毎年度、改定率によって再評価される。また、報酬比例部分の5%適正化の従前保障年金額と比較して、多い方の額が支給となる（障害、遺族年金も同様）。</p>	65歳から終身	<p>報酬比例部分 平成15年3月以前の被保険者期間分（平均標準報酬月額×7.125/1000×30頁表-1:A）×平15.3以前の被保険者月数）+平成15年4月以後の被保険者期間分（平均標準報酬額※×5.481/1000×30頁表-1:B）×平15.4以後の被保険者月数）+経過的加算（31頁参照）+加給年金額（下記）</p> <p>*平均標準報酬額 平成15年4月以後の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を被保険者月数で除した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加給年金額 20年（または期間特例15年）以上の被保険者期間があるときに配偶者224,700円+配偶者特別加算33,200円～165,800円+子（2人目まで1人224,700円、3人目から1人74,900円） ・在職老齢年金 65歳以上で在職中の間、年金月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を超えると、一定方法で支給停止（34頁参照）
特別支給の老齢厚生年金	報酬比例部分のみ	<p>老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、次の2条件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること ・60歳以上65歳未満であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭21.4.2～昭29.4.1生まれの女性 <p>60歳～64歳から下欄の定額部分が加算された特別支給の老齢厚生年金が受けられるまで</p>	<p>報酬比例部分 平成15年3月以前の被保険者期間分（平均標準報酬月額×7.125/1000×30頁表-1:A）×平15.3以前の被保険者月数）+平成15年4月以後の被保険者期間分（平均標準報酬額・上記※×5.481/1000×30頁表-1:B）×平15.4以後の被保険者月数）+在職老齢年金……総報酬月額相当額と基本月額の合計が28万円超は、一定の方法で年金額の支給停止（34頁参照）</p>
定額部分+報酬比例部分	定額部分+報酬比例部分	<p>平成26年度以降に新規に受給権が発生する人は男女とも、「定額部分」が加算される特別支給の老齢厚生年金の受給はなく、現在「定額部分」を受給中の人がすべて65歳に達した時点で原則として「定額部分」の給付は終了する（27頁参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭24.4.2～昭36.4.1生まれの男性 ・昭29.4.2～昭41.4.1生まれの女性 <p>生年月日に応じて60歳～64歳から65歳になるまで</p>	<p>報酬比例部分 平成15年3月以前の被保険者期間分（平均標準報酬月額×7.125/1000×30頁表-1:A）×平15.3以前の被保険者月数）+平成15年4月以後の被保険者期間分（平均標準報酬額・上記※×5.481/1000×30頁表-1:B）×平15.4以後の被保険者月数）+在職老齢年金……上記と同じ</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・昭16.4.2～昭24.4.1生まれの男性 ・昭21.4.2～昭29.4.1生まれの女性 <p>上欄の報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け終わってから、65歳になるまで</p>	<p>報酬比例部分 平成15年3月以前の被保険者期間分（平均標準報酬月額×7.125/1000×30頁表-1:A）×平15.3以前の被保険者月数）+平成15年4月以後の被保険者期間分（平均標準報酬額・上記※×5.481/1000×30頁表-1:B）×平15.4以後の被保険者月数）+加給年金額（上記）</p> <p>+定額部分 (1,628円×改定率（令和3年度1.000）×支給乗率（30頁表-1:E）×被保険者月数*)</p> <p>*定額部分の被保険者月数は480月を上限（ただし昭和4年4月1日以前生まれは420月、昭和4年4月2日～9年4月1日生まれは432月、昭和9年4月2日～19年4月1日生まれは444月、昭和19年4月2日～20年4月1日生まれは456月、昭和20年4月2日～21年4月1日生まれは468月を上限とする）</p> <p>・在職老齢年金……上記と同じ</p>

- ・マクロ経済スライドによる年金額の調整が実施されたことにより、報酬比例部分の平均標準報酬月額・平均標準報酬額は、毎年度の改定率を織り込んだ再評価率によって再評価される
- ・報酬比例部分の計算式の7.125/1000および5.481/1000は生年月日に応じて読み替える

厚生年金保険の障害・遺族給付等一覧

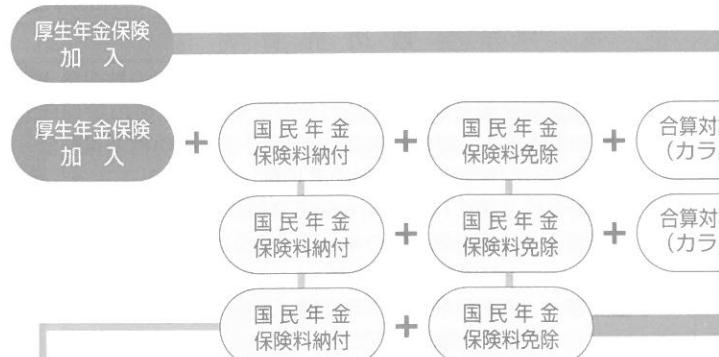
<令和3年度>

障害になつたとき

死亡したとき

給付名	受給資格条件	受給期間	年金額の計算方法														
障害厚生年金	<p>次の2つの条件を満たしているときに受けられる</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が傷病のため初診日から1年6ヶ月たった日（または症状固定日）に障害等級に該当 初診月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納がないこと（令和8.3.31までは初診月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がないことでもよい） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害認定月の翌月から障害等級に該当する間 事後重症は65歳までの請求月の翌月から 	<ul style="list-style-type: none"> 1級障害=【報酬比例の年金額】 平成15年3月以前の被保険者期間分（平均標準報酬月額×7.125/1000×平15.3以前の被保険者月数）+平成15年4月以後の被保険者期間分（平均標準報酬額※×5.481/1000×平15.4以後の被保険者月数）+×1.25（1級の場合は2級の1.25倍）+配偶者加給年金額（224,700円） 2級障害=【上記報酬比例の年金額（最後に1.25を乗じない）】+配偶者加給年金額 3級障害=【上記報酬比例の年金額（最後に1.25を乗じない）】（最低保障585,700円） <p>*いずれも被保険者期間の合計が300月未満のときは、上記の報酬比例の年金額に（300/被保険者月数）乗じて300月を保障</p> <p>*平均標準報酬額 平成15年4月以後の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を被保険者月数で除した額</p>														
障害手当金	初診日から5年たった日までに症状が固定して手当金の障害等級に該当するとき（保険料納付条件は障害厚生年金に同じ）	一時金	<ul style="list-style-type: none"> 障害手当金=【上記報酬比例の年金額】×2（最低保障1,171,400円） 														
遺族厚生年金	<p>次の(①)～(④)のときに配偶者、子、父母、孫、祖父母が、死亡者の老齢厚生年金額の4分の3相当額を受けられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ①厚生年金保険の被保険者が在職中に死亡したとき ②厚生年金保険の被保険者期間中の傷病で初診日から5年以内に死亡したとき ③障害厚生年金（1級・2級）の受給権者が死亡したとき ④老齢厚生年金の受給権者または受給資格者が死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 子ある配偶者（夫は55歳以上）、子は死亡月の翌月から遺族である間 ただし、子のない30歳未満の妻の遺族厚生年金は5年有期となる 夫・父母・祖父母は60歳到達月の翌月から遺族である間 	<p>【報酬比例の年金額】 平成15年3月以前の被保険者期間分（平均標準報酬月額×7.125/1000×平15.3以前の被保険者月数）+平成15年4月以後の被保険者期間分（平均標準報酬額×5.481/1000×平15.4以後の被保険者月数）+×3/4</p> <p>*平均標準報酬額 上記と同じ</p> <p>*被保険者期間が300月未満のときは、上記の額に（300/被保険者月数）を乗じて300月を保障</p> <p>*老齢厚生年金の受給資格期間（原則10年以上）を満たしている人や受給中の人が死亡した場合は実月数で、上式の乗率7.125/1000は9.50/1000～7.230/1000（30頁表-1：A）に読み替えて計算、5.481/1000は7.308/1000～5.562/1000（30頁表-1：B）に読み替えて計算</p> <p>夫死亡時に40歳以上の妻は、40～65歳までの間、585,700円の中高齢寡婦加算（遺族基礎年金受給中は支給停止）を加えて受給</p>														
脱退一時金	<p>6ヶ月以上、厚生年金の被保険者期間のある外国人が、何の年金も受けないで帰国し、2年以内に請求したとき、脱退一時金が受けられる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>脱退一時金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月以上12ヶ月未満</td> <td>平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×6）</td> </tr> <tr> <td>12月以上18ヶ月未満</td> <td>平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×12）</td> </tr> <tr> <td>18月以上24ヶ月未満</td> <td>平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×18）</td> </tr> <tr> <td>24月以上30ヶ月未満</td> <td>平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×24）</td> </tr> <tr> <td>30月以上36ヶ月未満</td> <td>平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×30）</td> </tr> <tr> <td>36ヶ月以上</td> <td>平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×36）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*対象保険料率：最後に資格喪失した月の前月の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合は、前々年10月の保険料率）のことを、上表において便宜的に言い換えています。</p>			被保険者期間	脱退一時金額	6月以上12ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×6）	12月以上18ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×12）	18月以上24ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×18）	24月以上30ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×24）	30月以上36ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×30）	36ヶ月以上	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×36）
被保険者期間	脱退一時金額																
6月以上12ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×6）																
12月以上18ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×12）																
18月以上24ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×18）																
24月以上30ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×24）																
30月以上36ヶ月未満	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×30）																
36ヶ月以上	平均標準報酬額×支給率（対象保険料率×50%×36）																

老齢になったときの年金



〈保険料免除期間とは〉

国民年金では保険料の段階的引き上げに対応して、所得水準に応じ、4段階の免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）が導入されている。一定割合の計算により年金額は減額となる。平成21年4月から基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられた（従来は3分の1）ことにより、21年3月以前と21年4月以後とで減額割合が異なる（16頁参照）。

〈保険料納付期間とは〉

- ① 国民年金第3号被保険者期間も含まれる
- ② 昭61.3までの旧国民年金に強制加入・任意加入して保険料を納めた期間も合算する
- ③ 学生納付特例、若年者納付猶予期間について、10年以内に追納すれば含まれる
- ④ 国民年金に加入したが保険料を滞納した期間は除く

〈合算対象期間（カラ期間）とは〉

- ① 昭36.4.1～昭61.3.31の間に60歳未満の被扶養配偶者で国民年金未加入期間
- ② 昭36.4.1～平3.3.31の20歳～60歳未満の学生であった期間
- ③ 厚生年金から脱退手当を受けた期間のうち昭36.4.1以後の期間（昭61.4以後国民年金に加入了した場合）
- ④ 昭36.4以後60歳未満の海外在住期間
- ⑤ 学生納付特例、若年者納付猶予期間について追納しなかった期間等

注 平成29年8月から受給資格期間は10年、7月までは25年必要

社会保障と税の一環改革の一環として、保険料納付に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくための措置として、老齢基礎年金の受給資格期間が、平成29年8月より「25年以上」から「10年以上」に短縮となっている。

生年月日	年数
昭22.4.1以前	15年
昭22.4.2～昭23.4.1	16
昭23.4.2～昭24.4.1	17
昭24.4.2～昭25.4.1	18
昭25.4.2～昭26.4.1	19

●男性40歳、女性35歳以後の厚生年金保険の加入期間が左の年数以上

生年月日	年数
昭27.4.1以前	20年
昭27.4.2～昭28.4.1	21
昭28.4.2～昭29.4.1	22
昭29.4.2～昭30.4.1	23
昭30.4.2～昭31.4.1	24

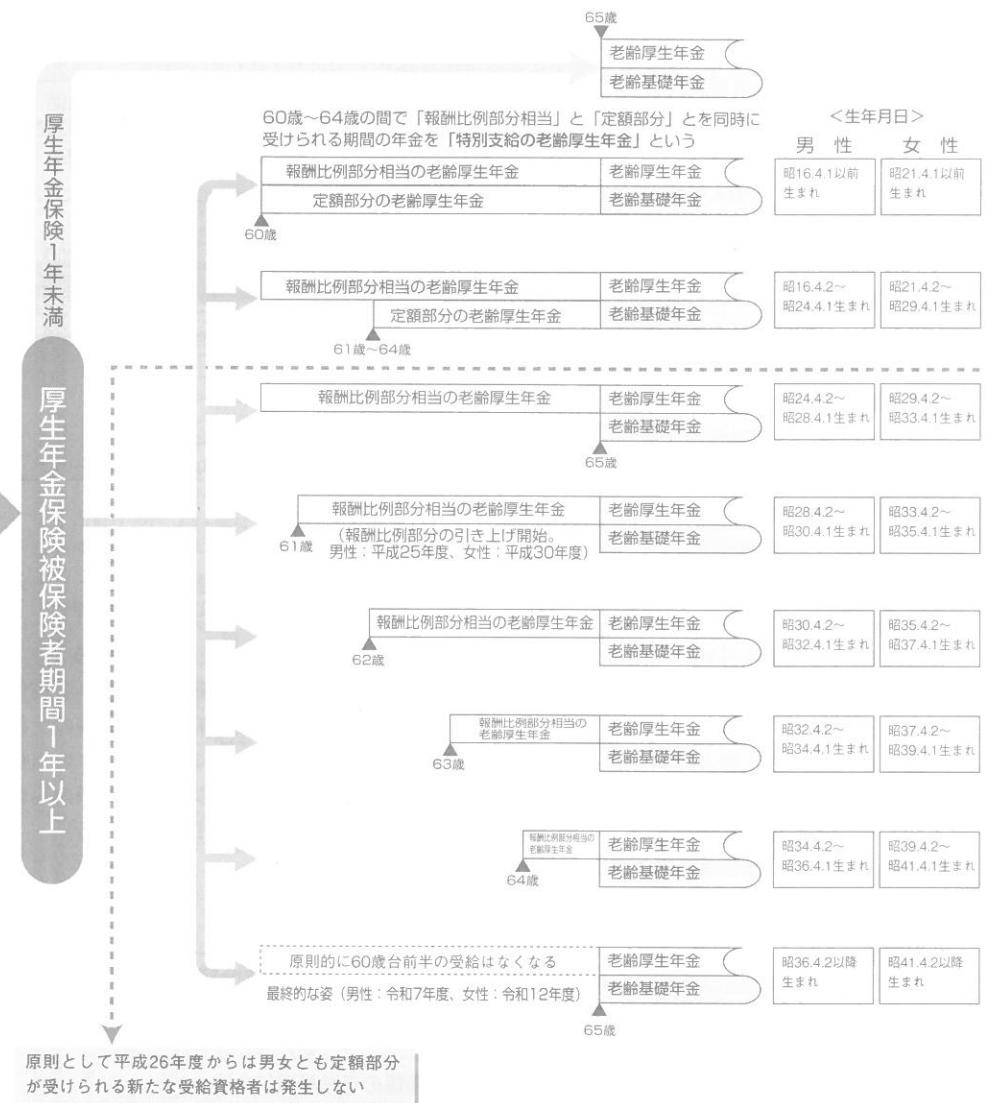
●厚生年金保険や共済組合・制度の加入期間が左の年数以上

これらの期間を合算して原則10年以上あること

〈老齢厚生年金の65歳以降への支給継下げ制度〉

65歳からの本来の老齢厚生年金の受給権が発生した日から起算して1年が経過した日よりも前に年金請求を行っていない場合、支給継下げの中出を行えば、申出月の翌月以降に繰り下げて加算した額を受けることができる。

$$\text{継下げ加算額} = (\text{継下げ対象額} + \text{経過的加算額}) \times \text{増額率} (\text{継下げ月数} \times 0.7\%)$$



国民年金の第1号または第3号被保険者期間だけの人

老齢基礎年金

（配偶者が厚生年金保険の
加給年金額を受けていた
ときは振替加算がつく）

老齢基礎年金の受け方

公的年金制度の加入期間（保険料を納めた期間、免除を受けた期間、合算対象期間）の合計が10年以上（平成29年7月までは25年以上：26頁参照）あると、65歳から老齢基礎年金が受けられる

- 老齢基礎年金額は保険料納付月数・免除月数を基に右式で計算される

$$\frac{780,900\text{円} \times (\text{令和3年度})}{40\text{年} (\text{又は加入可能年数}) \times 12\text{月}} = \text{保険料納付月数} + \text{保険料多段階免除月数} \times \text{国庫負担率に応じた減額割合}$$

- 昭和36年4月以後の加入年数が40年にならない昭和16年4月1日以前生まれの人は、右記の加入可能年数で計算
- 保険料は、全額または一部免除できる（申請免除は追納可）免除月数および減額割合により年金額が計算（学生納付特例期間、若年者納付猶予期間は追納がなければ年金額に反映しない）

- 60歳～64歳での繰上げ（減額）受給、66歳～70歳での繰下げ（増額）受給も選択できるが選択後の減・増額率は終身変わらない
- 受給資格期間（保険料納付期間十合算対象期間）が10年以上（平成29年7月までは25年以上：26頁参照）になると、老齢基礎年金が受けられるが、未加入期間があると下図例のような年金額計算となる
- 未加入期間や合算対象期間があって加入可能年数に満たないときは、60歳以後65歳未満まで任意加入して年金額を増やせる



老齢厚生年金の受け方

- 厚生年金保険の被保険者期間に応じた老齢厚生年金が受けられる
- 経過措置のため老齢厚生年金は、次の3つに分類される

①特別支給（報酬比例部分 + 定額部分）

定額部分と報酬比例部分、原則として昭和24年4月1日以前生まれの男性、昭和29年4月1日以前生まれの女性が受けられる年金（注）

②老齢厚生年金

報酬比例部分のみ、65歳から老齢基礎年金とともに受けれる本来の年金 最終的に平成37年度から厚生年金の老齢給付はつかない 令和7年度（女性は令和12年度）で終了

③特別支給（報酬比例部分）

報酬比例部分のみ、現在は60歳から左の①又は②の受給開始まで受けられ、加給年金額はつかない 令和7年度（女性は令和12年度）で終了

（注）原則として平成26年度からは男女とも特別支給の老齢厚生年金の定額部分が受けられる新たな受給資格者は発生しない（平成26年度以降の新規受給資格者は昭和29年4月2日以後生まれであるため）

生年月日別老齢厚生年金の受給年齢と形態

①特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分 + 定額部分）

生年月日	受給期間
～昭(21)4.1	60歳～65歳になるまで
昭(21)4.2～昭(23)4.1	61歳～65歳になるまで
昭(23)4.2～昭(25)4.1	62歳～65歳になるまで
昭(25)4.2～昭(27)4.1	63歳～65歳になるまで
昭(27)4.2～昭(29)4.1	64歳～65歳になるまで

（）内は女性

②特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）

生年月日	受給期間
昭(16)4.2～昭(18)4.1	60歳～61歳になるまで
昭(18)4.2～昭(20)4.1	60歳～62歳になるまで
昭(20)4.2～昭(22)4.1	60歳～63歳になるまで
昭(22)4.2～昭(24)4.1	60歳～64歳になるまで
昭(24)4.2～昭(26)4.1	60歳～65歳になるまで
昭(26)4.2～昭(28)4.1	61歳～65歳になるまで
昭(28)4.2～昭(30)4.1	62歳～65歳になるまで
昭(30)4.2～昭(32)4.1	63歳～65歳になるまで
昭(32)4.2～昭(34)4.1	63歳～65歳になるまで
昭(34)4.2～昭(36)4.1	64歳～65歳になるまで

（）内は女性

- 昭和28.4.2以後生まれは繰り上げ（減額）受給する場合、老齢基礎年金の繰り上げ（減額）と同時に請求

61歳～64歳（女性60歳～64歳）



（現在、報酬比例部分の支給年齢を引き上げ中、定額部分は原則新規対象者は発生しない）

③老齢厚生年金

■受給資格

- 老齢基礎年金の受給資格期間がある
- 厚生年金保険の期間が1年以上ある

（例外）退職している44年以上加入者・障害者の場合

生年月日 (カッコ内は女性)	特別支給の 受給期間
昭(33)4.1以前生	60歳～65歳になるまで
昭(33)4.2～昭(35)4.1	61歳～65歳になるまで
昭(35)4.2～昭(37)4.1	62歳～65歳になるまで
昭(37)4.2～昭(39)4.1	63歳～65歳になるまで
昭(39)4.2～昭(41)4.1	64歳～65歳になるまで
昭(41)4.2以後	特別支給は受けられない

■受給資格

- 老齢基礎年金の受給資格期間がある
- 厚生年金保険の期間が1年以上ある

②老齢厚生年金

■受給資格

- 老齢基礎年金の受給資格期間がある
- 厚生年金保険の期間が1年以上ある
- ※70歳になるまで繰り下げて受け也可能

老後の年金額 計算一覧

〈金額は令和3年度〉

報酬比例部分の老齢厚生年金は、原則マクロ経済スライド調整による年金額（a）を受けるが、平成12年改正による5%適正化前の年金額（b）と比較して多い方の額が受けられる（65歳からの老齢厚生年金も同様）

a

$$\text{マクロ経済スライドによる本来額} = (\text{①総報酬制実施前の期間分 (平成15年3月まで)} + \text{②総報酬制実施後の期間分 (平成15年4月以降)})$$

平均標準報酬月額 × $\frac{7,125}{1000}$ × 被保険者月数 (令和3年度) (生年月日に応じて) (平成15年3月まで) (再評価率:32頁) (表-1 Aの率に読み替え)	平均標準報酬額 × $\frac{5,481}{1000}$ × 被保険者月数 (令和3年度) (生年月日に応じて) (平成15年4月以降) (再評価率:32頁) (表-1 Bの率に読み替え)
---	--

b

$$5\% \text{適正化前の従前保障額} = (\text{①総報酬制実施前の期間分 (平成15年3月まで)} + \text{②総報酬制実施後の期間分 (平成15年4月以降)}) \times \text{従前額改定率} \quad (\text{令和3年度} 0.999)$$

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1000}$ × 被保険者月数 (平成6年度) (生年月日に応じて) (平成15年3月まで) (再評価率:32頁) (表-1 Cの率に読み替え)	平均標準報酬額 × $\frac{5,769}{1000}$ × 被保険者月数 (平成6年度) (生年月日に応じて) (平成15年4月以降) (再評価率:32頁) (表-1 Dの率に読み替え)
---	--

※昭和13年4月1日以前生まれの従前額改定率は1.001

〈表-1〉

生年月日	本来の報酬比例部分 乗率		従前額保証の報酬比例部分 乗率		E 定額単価 支給乗率
	A 平成15年3月以前の期間	B 平成15年4月以後の期間	C 平成15年3月以前の期間	D 平成15年4月以後の期間	
大15.4.2～昭 2.4.1	1000分の 9.500	1000分の 7.308	1000分の 10.00	1000分の 7.692	1.875
昭 2.4.2～昭 3.4.1	9.367	7.205	9.86	7.585	1.817
昭 3.4.2～昭 4.4.1	9.234	7.103	9.72	7.477	1.761
昭 4.4.2～昭 5.4.1	9.101	7.001	9.58	7.369	1.707
昭 5.4.2～昭 6.4.1	8.968	6.898	9.44	7.262	1.654
昭 6.4.2～昭 7.4.1	8.845	6.804	9.31	7.162	1.603
昭 7.4.2～昭 8.4.1	8.712	6.702	9.17	7.054	1.553
昭 8.4.2～昭 9.4.1	8.588	6.606	9.04	6.954	1.505
昭 9.4.2～昭 10.4.1	8.465	6.512	8.91	6.854	1.458
昭10.4.2～昭11.4.1	8.351	6.424	8.79	6.762	1.413
昭11.4.2～昭12.4.1	8.227	6.328	8.66	6.662	1.369
昭12.4.2～昭13.4.1	8.113	6.241	8.54	6.569	1.327
昭13.4.2～昭14.4.1	7.990	6.146	8.41	6.469	1.286
昭14.4.2～昭15.4.1	7.876	6.058	8.29	6.377	1.246
昭15.4.2～昭16.4.1	7.771	5.978	8.18	6.292	1.208
昭16.4.2～昭17.4.1	7.657	5.890	8.06	6.200	1.170
昭17.4.2～昭18.4.1	7.543	5.802	7.94	6.108	1.134
昭18.4.2～昭19.4.1	7.439	5.722	7.83	6.023	1.099
昭19.4.2～昭20.4.1	7.334	5.642	7.72	5.938	1.065
昭20.4.2～昭21.4.1	7.230	5.562	7.61	5.854	1.032
昭21.4.2以後生れ	7.125	5.481	7.50	5.769	1.000

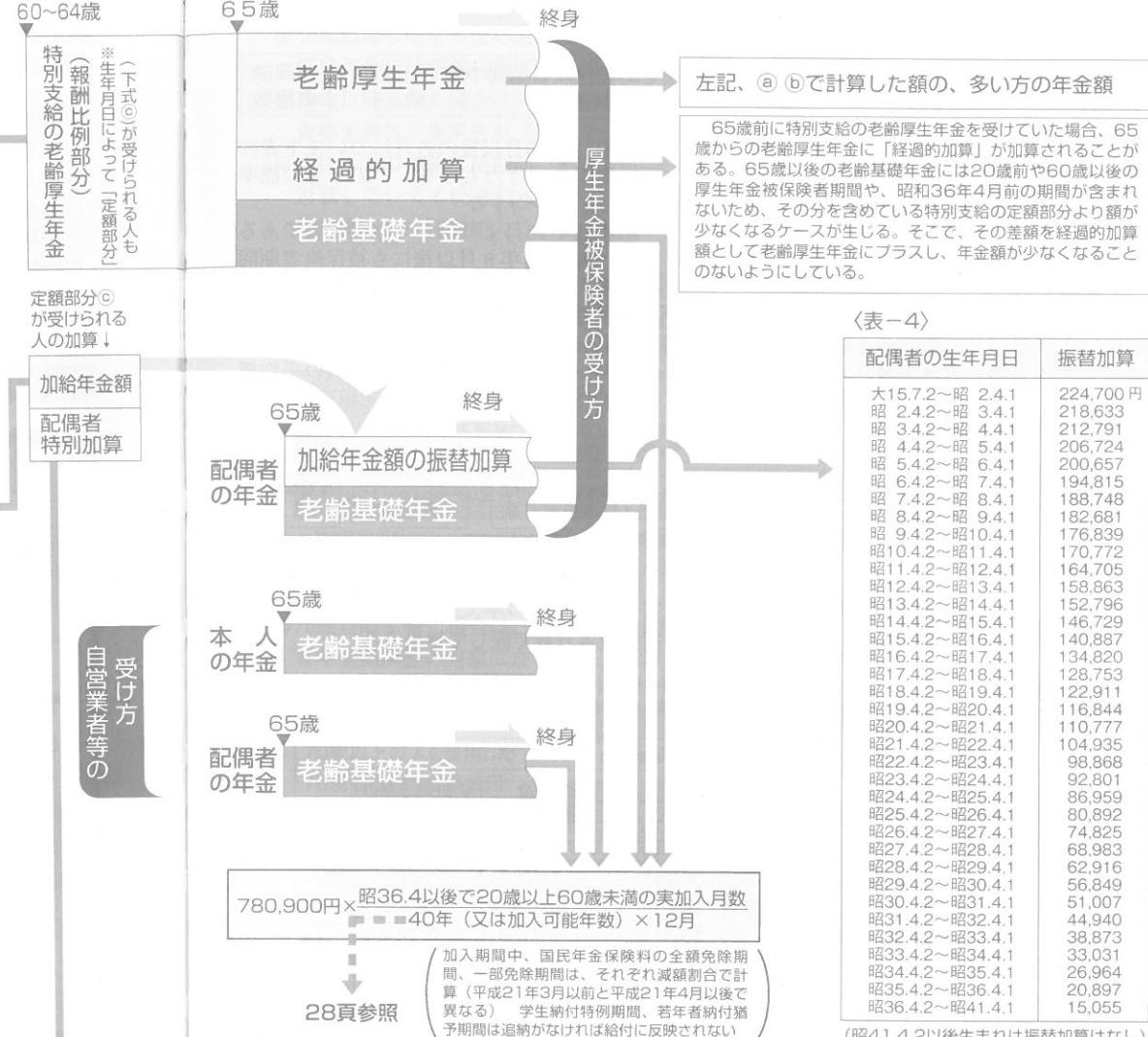
〈表-2〉

区分	加給年金額
配偶者	224,700円
子1人目・2人目	各 224,700円
子3人目～	各 74,900円

それぞれの子が18歳になった月以後の3月31日まで（身体に障害のある子は20歳になるまで）

〈表-3〉

本人の生年月日	配偶者特別加算
昭 9.4.2～昭15.4.1	33,200円
昭15.4.2～昭16.4.1	66,300円
昭16.4.2～昭17.4.1	99,500円
昭17.4.2～昭18.4.1	132,600円
昭18.4.2以後	165,800円



c

生年月日により「定額部分」の老齢厚生年金が受けられる人（27頁参照）は、下式により計算した額が受けられ、さらに対象者は加給年金額、配偶者特別加算が受けられる。なお、原則として新規の「定額部分」の受給対象者は発生しない。

定額部分

$$= 1,628 \text{ 円} \times \text{改定率} \times \text{支給乗率} \times \text{被保険者月数}$$

マクロ経済スライドによる
改定率(令和3年度は1.000)
生年月日に応じて
表-1 Eの率に読み替え

（昭41.4.2以後生まれは振替加算はなし）

平均標準報酬月額等の計算方法

●平均標準報酬月額

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年3月までの被保険者期間中の各月の標準報酬月額の総額}}{\text{被保険者月数}}$$

総報酬制実施前（平成15年3月以前）の期間について用いられる標準報酬月額は、上記が原則であるが、過去の経緯から次のような取扱いがされる

- ① 昭和32年10月以後の各月について下表の再評価率をかけたものを、そのときの標準報酬として平均する
- ② 昭和32年10月より前から被保険者である人で、昭和51年8月以後にも被保険者期間のある人の平均標準報酬月額は下の計算式を用いて算出する
- ③ 平成15年4月1日前に被保険者期間があれば、(70,477円×改定率)未満の平均標準報酬月額は(70,477円×改定率)とする
※改定率とは、マクロ経済スライドによる改定率（令和3年度は1.000）

$$\text{平均標準報酬月額} = \left(\frac{32.10 \sim 51.7 \text{ の }}{\text{平均標準報酬月額}} \times \frac{32.9 \text{ 以前の期間をふくむ } 51.7 \text{ までの月数}}{+} \frac{51.8 \text{ 以後の平均標準報酬月額}}{\times} \frac{51.8 \text{ 以後の月数}}{\div} \frac{\text{全被保険者月数}}{\right)$$

●平均標準報酬額

平成15年4月以後の被保険者期間に用いられる平均標準報酬額は、各月の標準報酬月額

$$\text{平均標準報酬額} = \left(\frac{\text{H15.4以後の各月の標準報酬月額 (再評価後) の合計}}{+} \frac{\text{H15.4以後の標準賞与額 (再評価後) の合計}}{\div} \frac{\text{H15.4以後の被保険者月数}}{\right)$$

と賞与額を左表の率で再評価し、その合計額を被保険者月数で除して算出する

■標準報酬月額・標準報酬額の再評価率（昭和43年4月以後の期間分）

期間区分	令和3年度再評価率 ^{※1}	平成6年水準の再評価率 ^{※2}
昭44.11～昭46.10	4.397	4.15
昭46.11～昭48.10	3.814	3.60
昭48.11～昭50.3	2.799	2.64
昭50.4～昭51.7	2.383	2.25
昭51.8～昭53.3	1.970	1.86
昭53.4～昭54.3	1.811	1.71
昭54.4～昭55.9	1.716	1.62
昭55.10～昭57.3	1.545	1.46
昭57.4～昭58.3	1.472	1.39
昭58.4～昭59.3	1.421	1.34
昭59.4～昭60.9	1.366	1.29
昭60.10～昭62.3	1.293	1.22
昭62.4～昭63.3	1.259	1.19
昭63.4～平元.11	1.228	1.16
平元.12～平3.3	1.154	1.09
平3.4～平4.3	1.101	1.04
平4.4～平5.3	1.071	1.01
平5.4～平6.3	1.048	0.99
平6.4～平7.3	1.028	0.99
平7.4～平8.3	1.007	0.99
平8.4～平9.3	0.995	0.99
平9.4～平10.3	0.982	0.99
平10.4～平11.3	0.970	0.99

※1：昭和27年4月2日以降生まれの人の本来の年金額計算に用いる標準報酬の再評価率

※2：平成16年改正による従前保障の年金額計算に用いる標準報酬の再評価率

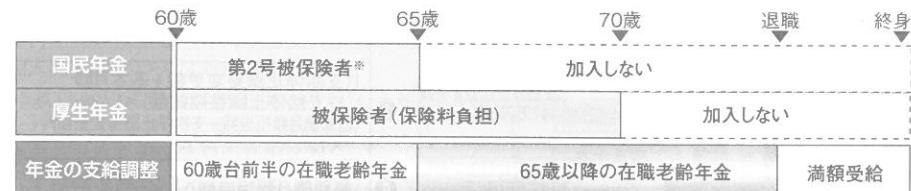
60歳以降在職者の年金制度への加入

●60歳以降も厚生年金の適用事業所に勤めていれば、70歳になるまで被保険者となり、同時に国民年金には65歳になるまで第2号被保険者として加入する

●70歳以降も働く場合は、厚生年金の被保険者にはならない（70歳の誕生日の前日に被保険者資格を喪失。事業主が「厚生年金被保険者資格喪失届」を年金事務所に届出する）

※国民年金の受給資格期間（原則10年以上、平成29年7月までは25年以上）に満たない人は、退職していても65歳になるまで（昭和40年4月1日以前生まれは70歳になるまで）第1号被保険者として任意加入できる

■60歳以上の「在職者」の年金制度加入と支給調整のしくみ



*第2号被保険者としての保険料は60歳前と同様、厚生年金保険料から拠出されるので個別の負担はない

●70歳以降も働く場合は、厚生年金の被保険者にはならないが、65歳以降の在職老齢年金による年金額調整の対象になるので、事業主は各種の届出が必要となる

要件	厚生年金に関する届出書類	届出期限
70歳以上の人を雇用した	「70歳以上被用者該当・不該当届」 ^{※1}	5日以内
70歳到達後も継続雇用	「70歳以上被用者該当・不該当届」 ^{※2}	5日以内
報酬の変更・賞与の支払いがあった	「70歳以上被用者月額変更・賞与支払届」 ^{※3}	月変遷やかに賞与5日以内
7月1日に70歳以上の人の雇用している	「70歳以上被用者算定基礎届」	7月10日迄
70歳以上の人のが退職・死亡した	「70歳以上被用者該当・不該当届」 ^{※3}	5日以内
2カ所以上の事業所に勤務となった	「70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届」 ^{※4}	10日以内

※1)「年金手帳」「健康保険被保険者資格取得届」を添付

※3)「健康保険被保険者資格喪失届」を添付

※2)「厚生年金保険被保険者資格喪失届」を添付

※4)被用者が選択した年金事務所に提出

● 70歳以上は在職していても被保険者とはならないので、標準報酬月額や標準賞与額という考え方ではない。しかし、在職老齢年金のしくみを適用するためにはこれらの考え方が必要となるため、70歳以上の人も、もし被保険者であったならそのときの給与の額、及び賞与の額によって該当するであろう「標準報酬月額相当額」、「標準賞与額相当額」を用いて「総報酬月額相当額」を計算し、その額を65歳以降の在職老齢年金の支給停止の計算に用いる

$$70歳以上の在職者の標準報酬月額相当額 = \text{標準報酬月額相当額} + \left(\frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額相当額の総額}}{12} \right)$$

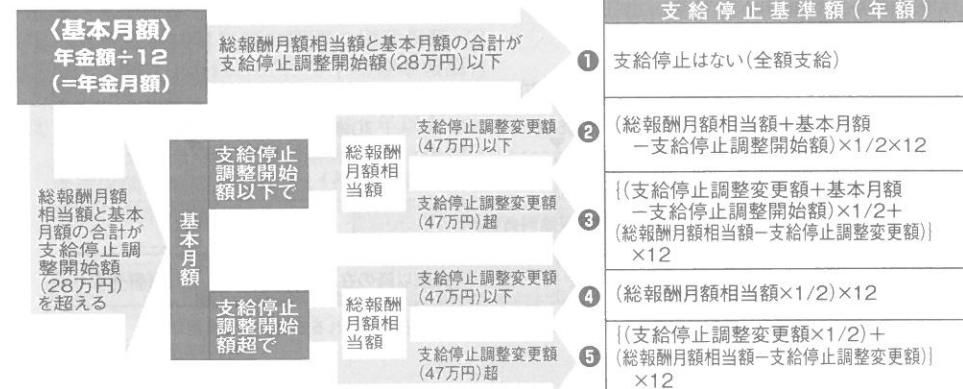
在職老齢年金の受け方

〈令和3年度〉

60歳台前半の在職老齢年金制度

在職老齢年金制度は、賞与を含めた在職中の報酬（＝総報酬月額相当額）と年金月額（＝基本月額）の合計額に応じて年金額が調整されるしくみとなっている。

年金と報酬の合計額が少ない場合には支給調整がない（全額支給となる）ケースもある。



- ・総報酬月額相当額 = その月の標準報酬月額 + (その月以前1年間の標準賞与額の合計 ÷ 12)
- ・基本月額 = 60歳台前半の老齢厚生年金額（加給年金額を除く）÷ 12
- ・支給停止調整開始額 = 令和3年度280,000円（毎年度見直される）
- ・支給停止調整変更額 = 令和3年度470,000円（毎年度見直される）

■60歳台前半の在職老齢年金（受給月額）目安表

【令和3年度】（加給年金額除く）

基本月額 総報酬 月額相当額	10万円	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円	22万円	24万円	26万円	28万円	30万円	32万円
円	万円											
100,000	10	12	14	16	18	19	20	21	22	23	25	27
120,000	10	12	14	16	17	18	19	20	21	22	24	26
140,000	10	12	14	15	16	17	18	19	20	21	23	25
160,000	10	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	24
180,000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	21	23
200,000	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	22
220,000	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	19	21
240,000	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	20
260,000	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	19
280,000	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	16	18
300,000	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	17
320,000	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	16
340,000	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15
360,000	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14
380,000	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	13
400,000	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	10	12
420,000	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	9	11
440,000	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	8	10
460,000	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5	7	9
480,000	0	0	0	0	0	0	1	2	3	3.5	5.5	7.5
500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.5	3.5	5.5

■60歳台前半の在職老齢年金額試算例

●年金額192万円（月額16万円） ●総報酬月額相当額24万円の場合

- ・基本月額 = 192万円 × 1/12 = 16万円
- ・総報酬月額相当額と基本月額の合計が28万円超（24万+16万）で、基本月額が28万円以下、総報酬月額相当額が47万円以下であることから左表②欄の式に該当
- (24万円+16万円-28万円) × 1/2 × 12 = 72万円が支給停止基準額となり、
- ・在職老齢年金額は192万円-72万円=年額120万円（月額10万円）となる

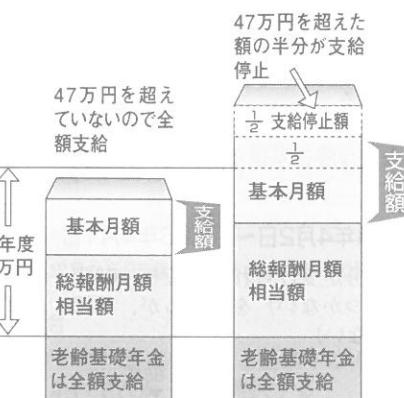
65歳以上の在職老齢年金制度

●65歳以上の在職者に適用される在職老齢年金は、60歳台前半の在職老齢年金より支給調整のしくみが緩和されている（昭和12年4月1日以前生まれの人や過去に厚生年金の加入期間がない人は対象となる）

65歳以上70歳未満は厚生年金の被保険者となり保険料を負担するが、70歳以上は被保険者とはならず保険料の負担はない

〈支給停止方法〉

- ① 老齢基礎年金（国民年金）は全額支給
- ② 老齢厚生年金月額（基本月額）と総報酬月額相当額の合計が47万円（支給停止調整額）以下までは支給停止ではなく全額支給
- ③ 基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超えると、合計額から47万円を控除した額の2分の1相当額が支給停止となる（老齢厚生年金が全額支給停止になると加給年金額も支給停止）



※支給停止調整額（令和3年度額47万円）は毎年自動改定される

■65歳以上の在職老齢年金額試算例

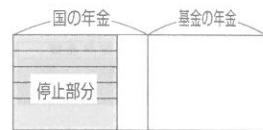
●年金額180万円（月額15万円） ●総報酬月額相当額が38万円の場合

- (15万円+38万円-47万円) ÷ 2 = 3万円が支給停止となるため、老齢厚生年金月額は、15万円-3万円=12万円となる（月収合計は38万+12万=50万円）

厚生年金基金加入員期間のある場合の在職老齢年金の原則的な受け方

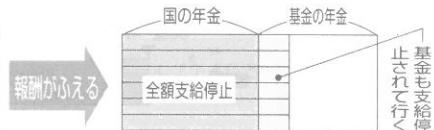
（各基金ごとに基金規約でその方法を決める）

■基金の加入員期間がなかったものとして国で計算された支給停止額を国との年金から先行に停止



■国の年金が全額支給停止になつたら、基金の年金も停止額が国の年金支給分を超した分だけ基金の基本年金から支給停止（加算部分は除く）

*70歳以上の在職者の取り扱いは基金毎に規約で定められる



老齢年金の繰上げ受給

老齢基礎年金は本来65歳が支給開始年齢だが、希望すれば60歳以上65歳未満の間に全部繰上げて請求できる。また65歳前に特別支給の老齢厚生年金の定額部分が受けられる昭和29年4月1日以前生まれの女性は、定額部分の受給前に請求すれば老齢基礎年金の一部繰上げを選択することもできる。いずれも繰り上げ受給した場合、年金は終身にわたり減額される。

● 繰上げ選択の月数で減額率が異なる

老齢基礎年金の受給資格者が、60歳以上65歳未満の間に繰上げ受給を請求した場合、(繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数×0.5%)の支給率で計算される。

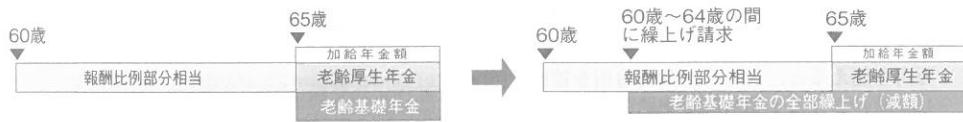
減額繰上げを受け始めると減額率は終身変わらず、請求後は障害基礎年金や寡婦年金は受けられない。

● 繰上げ減額率(月単位)

請求時年齢	支給率(%)
60歳～60歳11ヵ月	70.0～75.5
61歳～61歳11ヵ月	76.0～81.5
62歳～62歳11ヵ月	82.0～87.5
63歳～63歳11ヵ月	88.0～93.5
64歳～64歳11ヵ月	94.0～99.5

① 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日(女性は昭和29年4月2日～昭和33年4月1日)生まれの人

定額部分が受けられなくなり、60歳～64歳の間、報酬比例部分相当の老齢厚生年金だけ(加給年金額はつかない)を受けるが、希望すれば「全部繰上げの老齢基礎年金」を受けられる(一部繰上げはない)。



② 昭和28年4月2日～昭和36年4月1日(女性は昭和33年4月2日～昭和41年4月1日)生まれの人

報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳～64歳に段階的に引き上げられるため、60歳からこの支給開始年齢になるまでの間に請求すれば、老齢厚生年金を繰上げ(減額)で受けられる。この場合、老齢基礎年金も同時に請求することになる(減額率は月0.5%)。



③ 昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以後生まれの人

60歳台前半の年金がなくなるため、60歳～65歳の間に請求すれば老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方を同時に繰上げ(減額)で受けられる(平成37年度実施 減額率は月0.5%)。



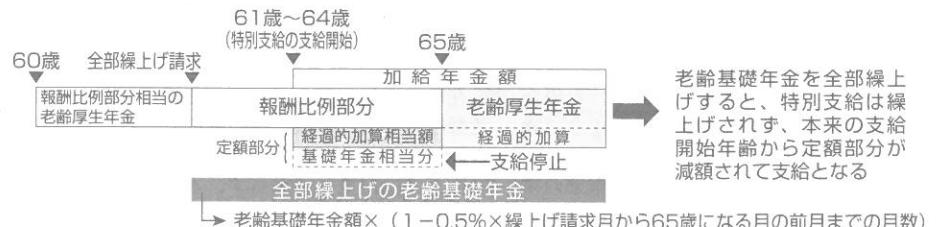
原則的にすでに受給権が発生しており、これらの選択が行われている世代

① 全部繰上げの老齢基礎年金と老齢厚生年金等の併給

65歳未満で報酬比例部分および定額部分が受けられる昭和21年4月2日～昭和29年4月1日以前生まれの女性(※)が、「全部繰上げの老齢基礎年金」を請求した場合、定額部分の支給開始年齢から経過的加算相当額(定額部分から厚生年金加入期間にかかる老齢基礎年金額を差し引いた額)が併給される。また受給資格があれば加給年金額も同時に受けられる。

(※) 男性の対象者は昭和24年4月1日以前生まれ(65歳以上)なので、原則として全部繰上げの新たな対象者は発生しない。

《昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれの女性》



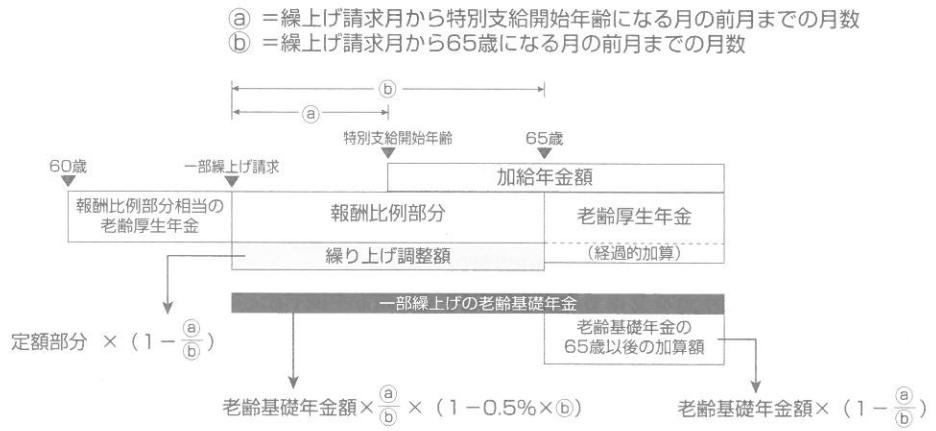
② 一部繰上げの老齢基礎年金と老齢厚生年金の併給

昭和29年4月1日以前生まれの女性は、「一部繰上げの老齢基礎年金」を請求する方法もある。この場合、上記の「全部繰上げの老齢基礎年金」かいずれか一方を選択する。

ただし一部繰上げの請求は、60歳から定額部分の支給開始年齢になる月の前月までの間の請求しなければならない。

一部繰上げの老齢基礎年金を選択すると、報酬比例部分に合わせ、繰上げ請求時から繰上げ調整額(定額部分の繰上げ減額分)が受けられ、特別支給の本来の受給開始時から加給年金額が併せて受けられる。

《昭和29年4月1日以前生まれの女性》



老齢年金の繰下げ受給

65歳から受け始める老齢基礎年金・老齢厚生年金は、希望により70歳まで繰下げて受けられる。繰下げた場合は増額された年金を終身受けられる。

●66歳から70歳まで繰下げが可能

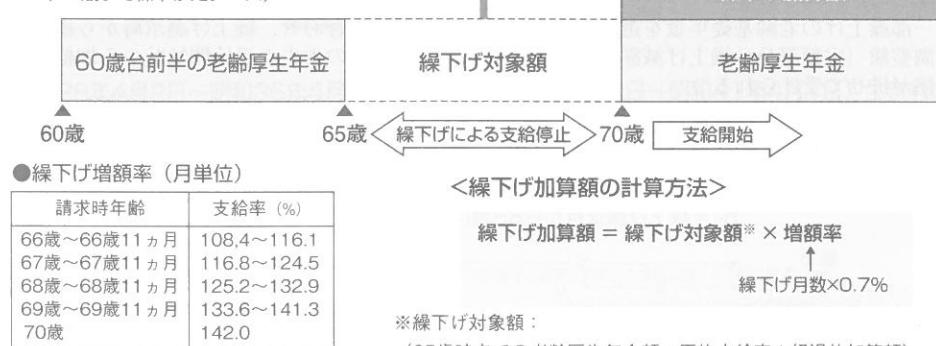
繰下げた年金を受ける場合は、請求月の翌月分から支給となる。70歳以降に繰下げすることはできないので、70歳到達月までに必ず請求する必要がある。以前は、請求が行われない場合、請求が遅れた月分の年金は支給されなかった。

●加算額が上乗せされる

老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰下げた場合は、繰下げ後の受給時から増額された年金（繰下げ加算額を上乗せ）が終身受けられる。

具体的には、繰下げをしない場合の本来の年金額（経過的加算額を含む）に、繰下げた期間に応じて1月当たり0.7%が繰下げ加算額として加算される（最大60月、増額率42%）。

■老齢厚生年金繰下げ受給のしくみ (70歳まで繰下げたケース)



●繰下げの手続き

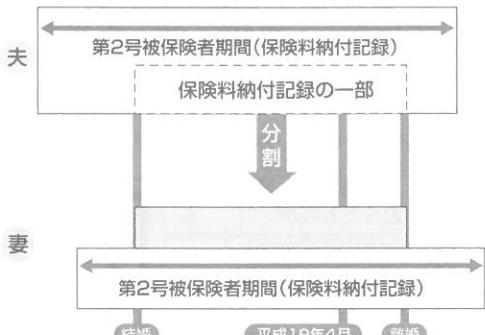
60歳台前半の老齢厚生年金を受けていた人は、65歳の誕生日前に日本年金機構から送付される「年金請求書」（ハガキ形式）を提出しないでおり、繰下げ受給を開始したいときに「請求書」を提出する。66歳前に通常の裁定請求した場合は、その後に繰下げはできない。

離婚時の厚生年金分割制度

離婚等をしたときに厚生年金の保険料納付記録を当事者間で年金額に反映させて分割することができる。当事者間で協議して被保険者期間を合意分割する制度と、被扶養者の第3号被保険者期間中の夫の厚生年金被保険者期間が自動的に50%分割される制度がある。

■離婚時の厚生年金の分割（合意分割）

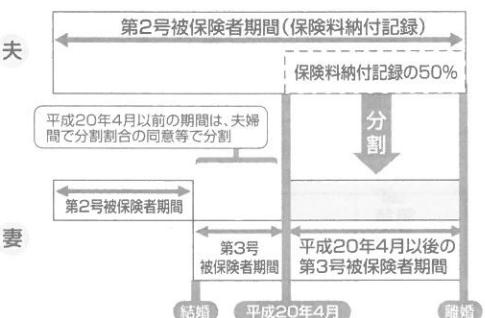
平成19年4月以降に成立した離婚については、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（夫婦合計、平成19年4月前の婚姻期間も含む）を、当事者間で分割することができる。離婚当事者は、按分割合（婚姻期間中の保険料納付記録の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分は50%が上限）について合意した上で、分割の請求（離婚成立から2年以内が期限）を行う。合意しない場合は、裁判手続きにより按分割合を定める。分割を受けた側は、増えた保険料納付記録を基に計算された年金を受けることになる。



■離婚時の第3号期間に係る分割（3号分割）

平成20年4月1日以降に成立した離婚においては、第3号被保険者期間に係る夫（第2号被保険者）の厚生年金の保険料納付記録の50%を自動的に分割することができる。

平成20年4月1日前の第3号被保険者期間については自動分割はできず、当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めた場合に分割できる。



■合意分割と3号分割の関係

平成20年4月以降に合意分割を請求した場合で、その対象期間に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割の請求と同時に3号分割の請求があったものとみなされる。平成20年4月以降の第3号被保険者期間について50%を分割し、3号分割後の当事者双方の保険料納付記録の合計をもとに按分割合を決定し、年金額を改定することになる。

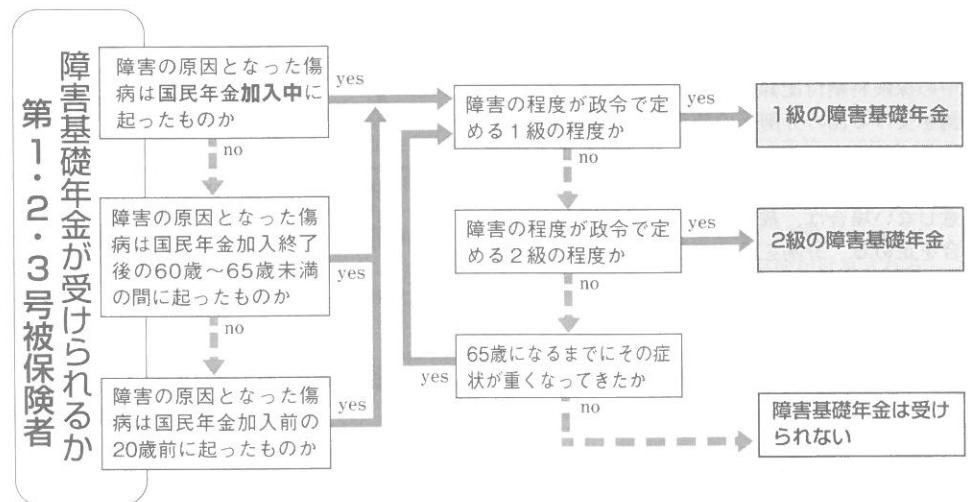
<情報提供の請求手続き>

年金分割のための按分割合を決めるために、離婚当事者は日本年金機構に対して必要な情報（分割の対象となる期間、保険料納付記録、按分割合の範囲等）の提供を請求することができる。情報提供の請求は、離婚する前でも離婚した後でも行うことができる。当事者双方または一方から請求することができる。また50歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合は、分割後の年金見込額を試算してもらえる。

障害になったときの年金

（金額は令和3年度）

- 障害になったときの年金には、国民年金の障害基礎年金、厚生年金保険の障害厚生年金がある
- 自営業者とその家族、国民年金の第3号被保険者は障害基礎年金が受けられる
- 厚生年金被保険者は障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受けられる
- これとは別に、業務上や通勤災害による障害の場合に、労災保険から障害補償年金（障害年金）が減額して併給できる



1級 障害基礎年金
一律 976,125円

子の加算 2人目まで1人224,700円
3人目から1人 74,900円

2級 障害基礎年金
一律 780,900円

子の加算 2人目まで1人224,700円
3人目から1人 74,900円

1級 障害厚生年金
報酬比例の年金 × 1.25

配偶者の加給年金額 224,700円

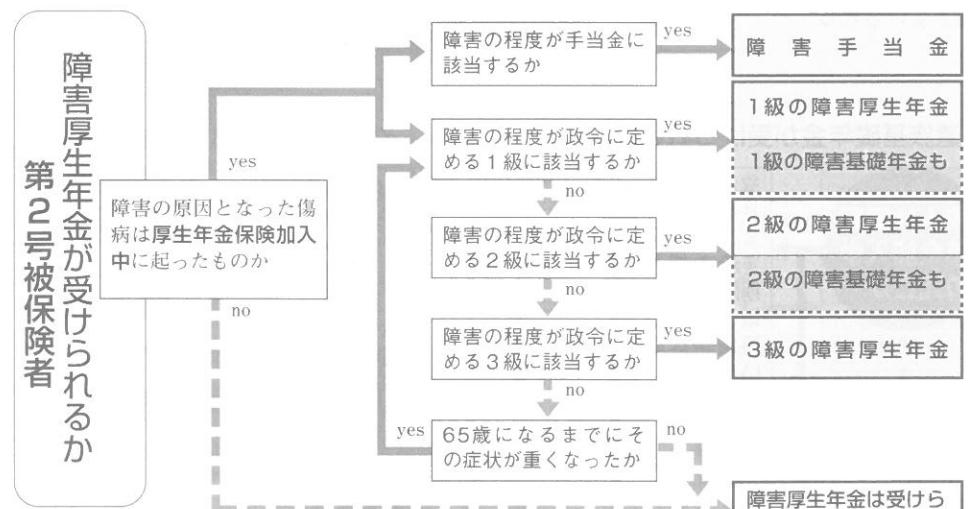
報酬比例の厚生年金額（マクロ経済スライド年金額）

- 原則として老齢厚生年金（報酬比例部分）と同様の年金額計算方法を用いる（30頁参照）
- マクロ経済スライドによる本来額（30頁②）と、5%適正化の従前保障額（30頁⑤）とを比較して、多い方の額が受けられることも同様

（注）被保険者月数が300ヶ月未満の場合は実月数で計算し（300÷被保険者月数）で得た率を乗じ300ヶ月を保障

- 障害の程度は、初診日から1年6ヵ月たった日か、それ以前に症状が固定した日現在の状態によって認定される（これを障害認定日という）
- 障害手当金の障害認定日は初診日から5年たった日、又は症状固定日

- 傷病の初診月の前々月までに被保険者期間の3分の1以上保険料の滞納がない（保険料納付か保険料免除）こと（ただし令和8年3月までは、3分の1以上の滞納があっても初診月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がなければよい）



- 加給年金額は生計維持関係のある配偶者が対象、子の加算は生計維持関係のある18歳になった月以後の最初の3月31日まで（障害者は20歳未満）の未婚の子が対象となる
- 障害の程度に変化があると該当する等級の年金額に改定される
- 3級の障害にも該当しなくなったときは、65歳になるまで支給停止

3級 障害厚生年金
報酬比例の年金
(最低保障585,700円)

障害手当金【一時金】
報酬比例の年金 × 2
(最低保障1,171,400円)

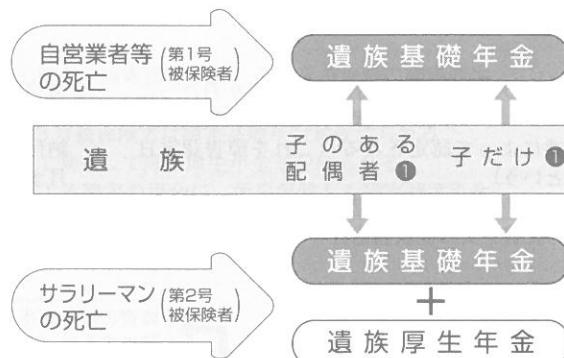
障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給

厚生年金保険の加入実績のある障害者が65歳になった場合は、次のいずれかの受け方から選択することが可能となっている

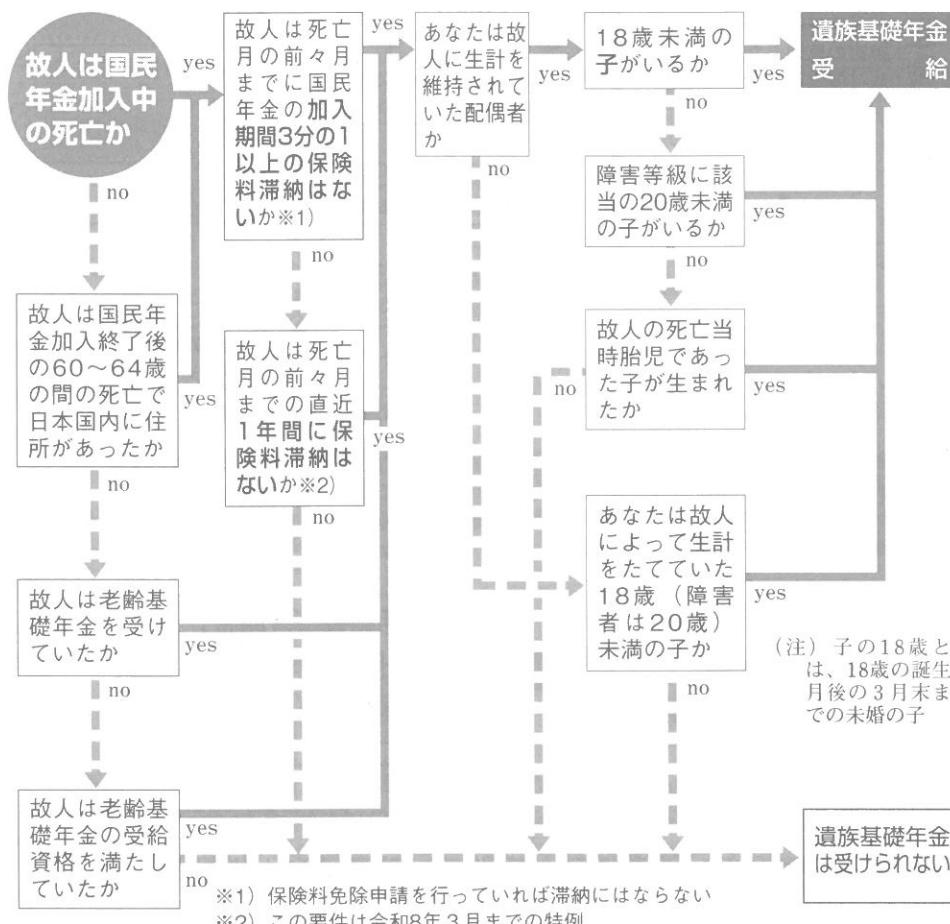
①障害基礎年金+障害厚生年金 ②障害基礎年金+老齢厚生年金 ③障害基礎年金+遺族厚生年金
なお、②の受け方を選択した場合、障害基礎年金で子の加算が行われていれば、老齢厚生年金ではその子についての加給年金額は支給停止となる

遺族基礎年金と遺族厚生年金の関係

- ◆自営業者等が死亡したとき、配偶者と子は遺族基礎年金が受けられる
- ◆サラリーマン等が死亡したとき、配偶者と子は遺族基礎年金と遺族厚生年金が受けられる
- ◆サラリーマン等が死亡したとき、配偶者と子以外の遺族は、遺族厚生年金が受けられる

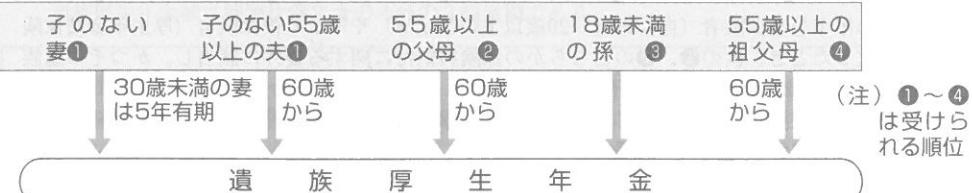


● 遺族基礎年金が受けられるか

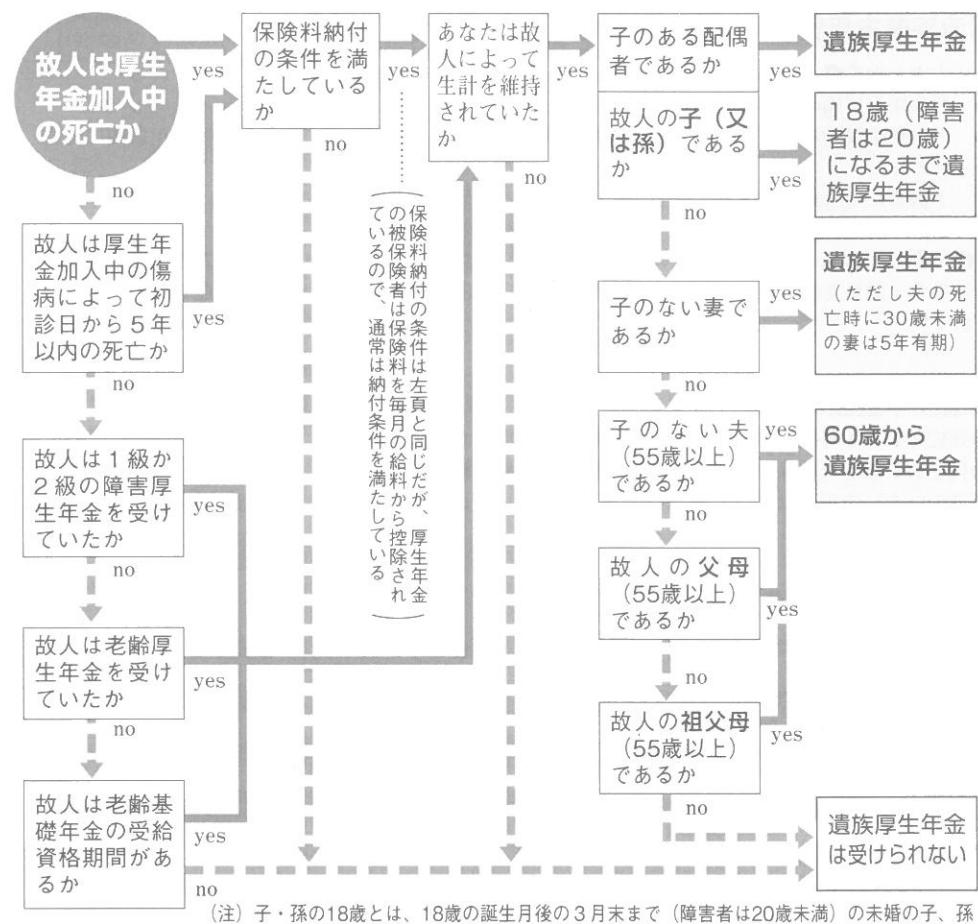


(注) 子、孫の18歳とは、18歳の誕生日後の3月末まで（障害者は20歳未満）の未婚の子、孫

遺族基礎年金はなし



● 遺族厚生年金が受けられるか



遺族が受ける年金

〈金額は令和3年度〉

■ 遺族基礎年金が受けられる場合

国民年金の第1号被保険者（自営業者、20歳以上の学生等）や第2号被保険者（厚生年金被保険者等）が死亡したとき、次の①、②のどちらかの保険料納付に関する要件に該当し、かつその遺族が死亡者に生計を維持されていた“子のある配偶者”（内縁関係を含む）または“子”である場合、遺族基礎年金が受けられる。ここでいう子とは、18歳未満（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで、障害者は20歳未満）の未婚の子をいう。

- ① 死亡日の前日において、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること
- ② 令和8年3月末までは、死亡日の前日において、死亡月の前々月までの直近1年間保険料の滞納がないこと

■ 遺族厚生年金が受けられる場合

死亡者が次の①～④のいずれかに該当したとき、その遺族は遺族厚生年金が受けられる。

- ① 厚生年金保険の被保険者が在職中に死亡したとき
 - ② 厚生年金保険の被保険者が退職後、被保険者期間中の傷病が原因で初診日から5年以内に死亡したとき
 - ③ 1級または2級の障害厚生年金を受けている人が死亡したとき
 - ④ 老齢厚生年金を受けている人や、受ける資格期間のある人が死亡したとき
- ①と②は、前記の遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。この他、旧制度の老齢年金・通算老齢年金を受けている人や旧制度の障害年金を受けている人が死亡したときも受けられる。

■ 遺族年金額の計算方法

- 死亡者が第1号被保険者の場合は下記①の計算額となる
- 死亡者が第2号被保険者の場合は次頁②、又は①と②の合計となる
- 子のいない妻は①は受けないので、故人が一定の条件に該当していれば、次頁②に③を加算して受けられる

① 遺族基礎年金額

死亡者の被保険者期間や保険料納付期間の長短に関係なく、次の一律の金額となる。

$$\text{配偶者と子1人 } 780,900\text{円} + 224,700\text{円} = 1,005,600\text{円} \quad (\text{全額を配偶者が受給})$$

$$\text{配偶者と子2人 } 780,900\text{円} + 224,700\text{円} \times 2 = 1,230,300\text{円} \quad (\text{全額を配偶者が受給})$$

$$\text{配偶者と子3人 } 780,900\text{円} + 224,700\text{円} \times 2 + 74,900\text{円} = 1,305,200\text{円} \quad (\text{全額を配偶者が受給})$$

$$\text{子1人 } 780,900\text{円} = 780,900\text{円}$$

$$\text{子2人 } 780,900\text{円} + 224,700\text{円} = 1,005,600\text{円} \quad (\text{子の数で等分})$$

$$\text{子3人 } 780,900\text{円} + 224,700\text{円} + 74,900\text{円} = 1,080,500\text{円} \quad (\text{子の数で等分})$$

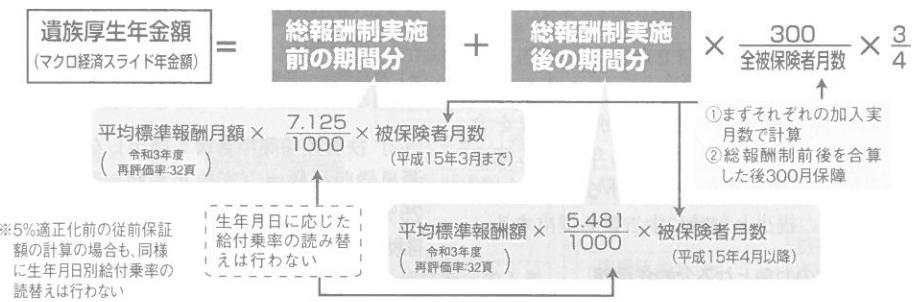
② 遺族厚生年金額

遺族厚生年金額は報酬比例年金の4分の3相当額である。

報酬比例の厚生年金額

- ・原則として老齢厚生年金（報酬比例部分）と同様の年金額計算方法（30頁参照）を用い、その4分の3額とする。
- ・マクロ経済スライドによる本来額（30頁⑧）と、5%適正化の従前保障額（30頁⑨）とを比較して、多い方の額が受けられることも同様。

※短期加入者は次のような300月加入のみなし計算を行い、300月保証を行う。



③ 中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算

夫が死亡時に子のいない40歳以上の妻が遺族厚生年金を受けるとき、40歳以後65歳になるまでは中高齢寡婦加算（585,700円）が受けられる。また65歳以後は、妻の生年月日による下表のような経過的寡婦加算が受けられる（また遺族基礎年金受給中は支給停止）。

【経過的寡婦加算額】

生年月日			乗率			経過的加算額			生年月日			乗率			経過的加算額			生年月日			乗率			経過的加算額								
昭 2.4.1以前		—	585,700			昭12.4.2～昭13.4.1	432分の132	347,092	昭23.4.2～昭24.4.1	480分の264	156,205	昭24.4.2～昭25.4.1	480分の276	136,683	昭25.4.2～昭26.4.1	480分の288	117,160	昭26.4.2～昭27.4.1	480分の300	97,638	昭27.4.2～昭28.4.1	480分の312	78,115	昭28.4.2～昭29.4.1	480分の324	58,593						
昭 2.4.2～昭 3.4.1	312分の12	555,665	昭13.4.2～昭14.4.1	444分の144	332,435	昭14.4.2～昭15.4.1	456分の156	318,550	昭15.4.2～昭16.4.1	468分の168	305,377	昭16.4.2～昭17.4.1	480分の180	292,863	昭17.4.2～昭18.4.1	480分の192	273,340	昭18.4.2～昭19.4.1	480分の204	253,818	昭19.4.2～昭20.4.1	480分の216	234,295	昭20.4.2～昭21.4.1	480分の228	214,773	昭21.4.2～昭22.4.1	480分の240	195,250	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252	175,728
昭 3.4.2～昭 4.4.1	324分の24	527,856	昭14.4.2～昭15.4.1	456分の156	318,550	昭15.4.2～昭16.4.1	468分の168	305,377	昭16.4.2～昭17.4.1	480分の180	292,863	昭17.4.2～昭18.4.1	480分の192	273,340	昭18.4.2～昭19.4.1	480分の204	253,818	昭19.4.2～昭20.4.1	480分の216	234,295	昭20.4.2～昭21.4.1	480分の228	214,773	昭21.4.2～昭22.4.1	480分の240	195,250	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252	175,728			
昭 4.4.2～昭 5.4.1	336分の36	502,032	昭15.4.2～昭16.4.1	468分の168	305,377	昭16.4.2～昭17.4.1	480分の180	292,863	昭17.4.2～昭18.4.1	480分の192	273,340	昭18.4.2～昭19.4.1	480分の204	253,818	昭19.4.2～昭20.4.1	480分の216	234,295	昭20.4.2～昭21.4.1	480分の228	214,773	昭21.4.2～昭22.4.1	480分の240	195,250	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252	175,728						
昭 5.4.2～昭 6.4.1	348分の48	477,990	昭16.4.2～昭17.4.1	480分の180	292,863	昭17.4.2～昭18.4.1	480分の192	273,340	昭18.4.2～昭19.4.1	480分の204	253,818	昭19.4.2～昭20.4.1	480分の216	234,295	昭20.4.2～昭21.4.1	480分の228	214,773	昭21.4.2～昭22.4.1	480分の240	195,250	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252	175,728									
昭 6.4.2～昭 7.4.1	360分の60	455,550	昭18.4.2～昭19.4.1	480分の204	253,818	昭19.4.2～昭20.4.1	480分の216	234,295	昭20.4.2～昭21.4.1	480分の228	214,773	昭21.4.2～昭22.4.1	480分の240	195,250	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252	175,728															
昭 7.4.2～昭 8.4.1	372分の72	434,558	昭20.4.2～昭21.4.1	480分の228	214,773	昭21.4.2～昭22.4.1	480分の240	195,250	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252	175,728																					
昭 8.4.2～昭 9.4.1	384分の84	414,878	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252	175,728																											
昭 9.4.2～昭 10.4.1	396分の96	396,391	昭23.4.2～昭24.4.1	480分の264	156,205																											
昭10.4.2～昭11.4.1	408分の108	378,991	昭24.4.2～昭25.4.1	480分の276	136,683																											
昭11.4.2～昭12.4.1	420分の120	362,586	昭25.4.2～昭26.4.1	480分の288	117,160																											

経過的寡婦加算額の計算式（中高齢加算585,700円）－（老齢基礎年金780,900円）×（上表の乗率）
（1円未満四捨五入）

年金と税金・退職金と税金

厚生年金保険及び国民年金の老齢給付、共済年金の退職給付、厚生年金基金の退職年金、企業年金基金の老齢給付などは、公的年金等に係る雑所得とみなされ、一定額以上になると所得税及び復興特別所得税が課税される。ただし、障害給付、遺族給付は非課税である。

●公的年金等の源泉徴収

一定額以上の公的年金等の収入がある場合（下表参照）には、原則的に年金の支払いごとに所得税及び復興特別所得税※の源泉徴収が行われる。対象となる人には「扶養親族等申告書」の届書が送付される。

※東日本大震災からの復興に要する財源を確保するための税（2.1%）で、所得税課税の対象となる所得に対し2013年1月1日から2037年12月31日まで実施。

毎年10月下旬頃に送付されるこの申告書を12月中旬頃までに提出すると、これを基に計算された源泉所得税（復興特別所得税を含む）が翌年の2月に支給される年金から源泉徴収される。初めて年金を受ける年度には年金の請求書の提出と同時に申告書も提出する。

◆源泉徴収の対象となる公的年金額

年金の種類	65歳未満	65歳以上
厚生年金、国民年金等	108万円以上	158万円以上
厚生年金基金、国民年金基金、共済組合等	108万円以上	80万円以上

ただし、「扶養控除等申告書」の提出は任意なので、申告書を提出せずに確定申告で税金の清算をすることもできる。

退職金と税金

退職金支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると、次のように退職所得控除額が計算された上で、所得税、住民税が源泉徴収される。

- ① 勤続年数20年以下……40万円×勤続年数（最低80万円）
② 勤続年数20年超……800万円+70万円×（勤続年数-20年）

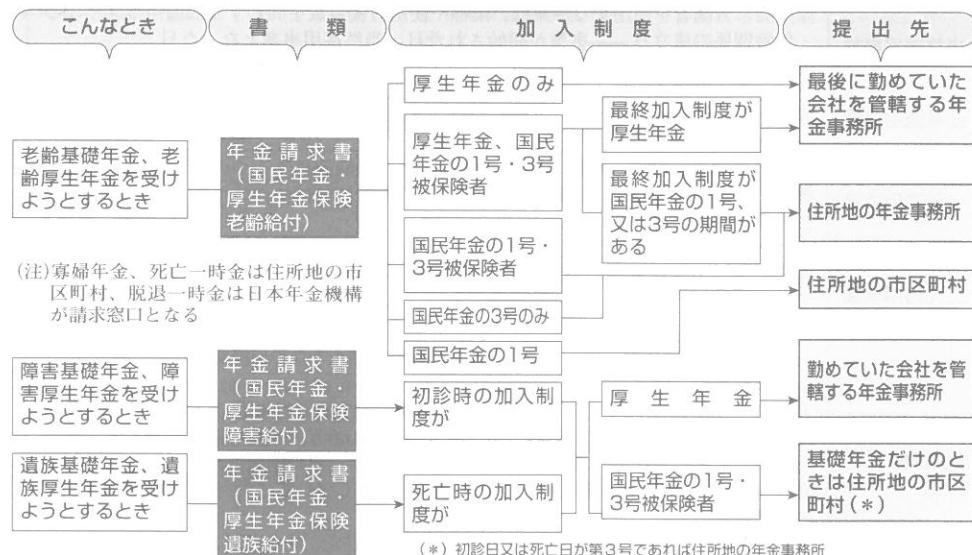
控除額

支払額が控除額より少なければ課税がない

- ① 退職所得の金額
=（退職金の額-退職所得控除額）× $\frac{1}{2}$
- ② 退職金にかかる所得額
=退職所得の金額×所得税率
- ③ 退職金にかかる住民税額
=退職所得の金額×住民税「所得割」の税率

年金を受ける手続き

- 国の年金は、受ける資格ができても、年金請求の手続きをしなければ受けられない
- 厚生年金保険、国民年金制度から受けられる年金の請求窓口は年金事務所（58頁）、街角の年金相談センター（57頁）、市区町村役場となる
- 年金事務所では、予約制の年金相談を受け付けており、相談から請求の受け付けまでを扱っている



- 年金受給を迎える直前に、日本年金機構から本人宛に、加入記録等が予め印字された年金請求書（ターンアラウンド用）が送付される。年金請求の際に必要な書類は右記のとおり

- 受給資格が確認され、年金額が決定すると、決定通知書と年金証書が、年金事務所から住所地の本人あてに郵送されてくる
- 年金は通常、2・4・6・8・10・12月の年6回にわけて、その前2カ月分が本人の指定する金融機関に送金される

提出書類	添付書類
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	<ul style="list-style-type: none">①年金手帳または厚生年金保険被保険者証②戸籍謄本か住民票の謄本（住民票コードを記入した場合は省略可能）③合算対象期間があるときはその期間がわかる書類④配偶者・子がいれば戸籍謄本および生計維持証明書⑤加給年金額対象の子が障害者のときは医師の診断書など⑥他の公的年金給付を受けられる者はその裁定・決定書類など <p>（注）公的年金等の受給者の扶養親族等申告書は老齢給付の年金請求書と一緒に用紙になっている</p> <p>（注）老齢給付と雇用保険の基本手当等を併給の場合は、支給停止事由該当（雇用保険受給資格者証を添付）等の提出も必要となる</p>
年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）	<ul style="list-style-type: none">①年金手帳または厚生年金保険被保険者証②診断書およびレントゲンフィルム③加算額対象者があるときは、統柄を明らかにできる戸籍謄本、生計維持証明書④他の公的年金から給付を受けられる者は支給決定通知書⑤20歳前に受診日のある障害者は障害基礎年金所得状況届など
年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	<ul style="list-style-type: none">①年金手帳または厚生年金保険被保険者証②戸籍抄本か市区町村長の証明書（住民票）③死亡診断書④死者との統柄がわかる戸籍謄本および生計維持証明書⑤合算対象期間があるときは、その期間がわかる書類など

労働保険の適用と手続き一覧

適用のしくみ	
労働保険の保険関係	労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称して労働保険という。労働保険の保険関係は「事業」を単位として成立し、その事業に雇用される労働者の業務上・通常途上災害による傷病、障害、死亡、失業といった事故に対して保険給付を行う
当然適用事業	原則的に労働者を使用する事業は、業種や使用労働者数を問わず当然適用事業となる ・保険関係の成立日——事業が開始された日、当然適用事業となった日 ・保険関係の消滅日——事業が廃止・終了した日
任意適用事業	農林水産の個人経営の事業で労働者数5人未満の事業は暫定任意適用事業となる
一元適用事業	各適用事業ごとに労災保険と雇用保険の2つの保険関係を1つの保険関係として取扱い、保険関係の成立・消滅および保険料の申告・納付についても、一元的に行うことを原則としている
二元適用事業	建設の事業、農林水産の事業など、両保険の適用を一元的に取扱えない業種については、徴収法の適用上、各保険関係ごとに二元的に適用することになっている
保険関係の一括	一定の条件を満たしているときは、2以上の保険関係を1つの保険関係として取扱う ・有期事業の一括 工期が予定されている立木伐採事業（概算保険料160万円未満で素材の見込生産量1000m ³ 未満であること）、建設工事（概算保険料160万円未満で請負金額1億8千万円未満であること）で、事業主が同一であること、一定の地域内に行われること、保険料納付が1カ所で行われることなどの条件を満たしていること（労災保険のみ） ・継続事業の一括 事業主が同一（同一会社の支店や営業所等）であること、それが継続事業であること、それぞれの事業に成っている保険関係が同じであって、労働保険の認可があったもの
労災保険の特別加入	労働基準法上では労働者とならない次の人でも、労災保険に特別加入できる ①第1種特別加入…中小事業主とその事業主が行う事業に従事する家族従業者 ②第2種特別加入…労働者を使用しないで事業を行う1人親方（大工など）や自営業者（個人タクシーなど）とその家族従業者 ③第2種特別加入…特定作業従事者（危険作業に従事する家内労働者、労働組合等の常勤役員など） ④第3種特別加入…海外派遣者
一般保険料	全労働者に支払った賃金総額に一定率（一元適用にあっては、労災保険の乗率に雇用保険の乗率を加えた率）を乗じた額が、一般保険料額となる
保険料の納付	年度の当初または保険関係成立の当初に、使用されるすべての労働者（雇用保険では64歳以上の免除対象高齢労働者等を除く）に見込まれる保険料を概算して申告・納付（納期は7月11日・10月31日・翌年1月31日の3回分納もできる）する。その後の事業規模の拡大などにより賃金総額の見込額が申告時より2倍以上に増加し、増加保険料が13万円以上となるときは追加納付しなければならない。納付した概算保険料は、年度末または保険関係が消滅したときに、それまでの賃金総額による確定保険料を申告する。継続事業の場合過納分は翌年の保険料に充当される

手続きが必要なとき	届書類名	期限
有期事業で保険関係の一括を始めたとき	一括有期事業開始届	開始日の翌月10日まで
有期事業で保険関係の一括を終了し保険関係を消滅させるとき	一括有期事業報告書	保険関係が消滅した日の翌日から50日以内
事業所を廃止したとき	雇用保険適用事業所廃止届	事業所を廃止した日の翌日から10日以内
労災保険に特別加入するとき	各特別加入申請書	そのとき
雇用保険の被保険者でなくなったとき	雇用保険被保険者資格喪失届	被保険者でなくなった日の翌日から10日以内
事業を開始したとき、当然適用事業となつたとき、任意加入したとき	概算保険料申告書	保険関係が成立した日から50日（有期事業20日）以内、継続事業毎年7月10日まで
毎年度初めに報告した賃金総額より増加後の見込額が2倍以上に増加し、かつ概算保険料の額と申告済みの概算保険料との差額が13万円以上となったとき	増加概算保険料申告書 同様式	左欄の事項に該当したときから30日以内
事業を廃止したとき、事業が終了したとき	確定保険料申告書	保険関係が消滅した日から50日以内、継続事業は毎年7月10日まで
労働保険料の還付を申出するとき	労働保険料還付請求書	確定保険料申告書の提出時、または過納額の通知を受けた日の翌日から10日以内
事業を開始したとき、当然適用事業となつたとき	保険関係成立届	保険関係が成立した日から10日以内
労働保険に任意加入するとき	任意加入申請書	そのとき
事業が雇用保険の適用を受けたとき・労働者が雇用保険の被保険者となったとき	雇用保険被保険者資格取得届	被保険者となった日の翌月10日まで
事業の名称、所在地、事業の種類、事業主の氏名、所在地などの変更があったとき	名称、所在地等変更届、事業主事業所各種変更届	変更のあった日の翌日から10日以内
事業主の代理人を選任または解任しようとするとき	労働保険代理人選任（解任）届	そのつど
雇用保険の被保険者を転勤させたとき	雇用保険被保険者転勤届	その事実のあった日の翌日から10日以内
雇用保険の被保険者が氏名を変更したとき	雇用保険被保険者氏名変更届	すみやかに
雇用保険の被保険者証の再交付を受けたいとき	雇用保険被保険者証再交付申請書	すみやかに
2以上の継続事業の保険関係を一括して処理することを希望するとき	継続事業一括申請書	そのつど

労災保険率一覧表

●労災保険率表（令和3年度：前年度料率据え置き）

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の 60
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く） 定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 18 1000分の 38
鉱業	金属鉱業又は非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイド鉱業を除く）又は石炭鉱業 石灰石鉱業又はドロマイド鉱業 原油又は天然ガス鉱業 採石業 その他の鉱業	1000分の 88 1000分の 16 1000分の 2.5 1000分の 4.9 1000分の 26
建設事業	水力発電建設・ずい道等新設事業 道路新設事業 舗装工事業 鉄道又は軌道新設事業 建築事業（既設建築物設備工事業を除く） 既設建築物設備工事業 機械装置の組立て又は据付けの事業 その他の建設事業	1000分の 62 1000分の 11 1000分の 9 1000分の 9 1000分の 9.5 1000分の 12 1000分の 6.5 1000分の 15
製造業	食料品製造業 繊維工業又は繊維製品製造業 木材又は木製品製造業 パルプ又は紙製造業 印刷又は製本業 化学工業 ガラス又はセメント製造業 コンクリート製造業 陶磁器製品製造業 その他の窯業又は土石製品製造業 金属精練業（非鉄金属精練業を除く） 非鉄金属精練業 金属材料品製造業（鋳物業を除く） 鋳物業 金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く） 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く） めっき業 機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く） 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く） 船舶製造又は修理業 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く） 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 その他の製造業	1000分の 6 1000分の 4 1000分の 14 1000分の 6.5 1000分の 3.5 1000分の 4.5 1000分の 6 1000分の 13 1000分の 18 1000分の 26 1000分の 6.5 1000分の 7 1000分の 5.5 1000分の 16 1000分の 10 1000分の 6.5 1000分の 7 1000分の 5 1000分の 2.5 1000分の 4 1000分の 23 1000分の 2.5 1000分の 3.5 1000分の 6.5
運輸業	交通運輸事業 貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く） 港湾荷役業	1000分の 4 1000分の 9 1000分の 9 1000分の 13
電気・ガス・水道又は熱供給の事業	電気・ガス・水道又は熱供給の事業	1000分の 3
その他事業	農業又は海面漁業以外の漁業 清掃、火葬又は斎の事業 ビルメンテナンス業 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 通信業、放送業、新聞又は出版業 卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業 金融業、保険業又は不動産業 その他の各種事業 船舶所有者の事業	1000分の 13 1000分の 13 1000分の 5.5 1000分の 6.5 1000分の 2.5 1000分の 3 1000分の 2.5 1000分の 3 1000分の 47

●労働保険料の分割納付

労働保険料は、4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金額に保険料率を乗じて得た額となる

労働保険料を延納（3回分割納付）の納付期限は以下のとおり（前年度以前に成立した事業場の場合）

- ・第1期（4月1日～7月31日）の納期限は7月10日
- ・第2期（8月1日～11月30日）の納期限は10月31日
- ・第3期（12月1日～3月31日）の納期限は翌年1月31日

●労務費率表（令和3年度）

分類	事業の種類	請負金額に乗じる率
建設事業	水力発電施設・ずい道等新設事業 道路新設事業 舗装工事業 鉄道又は軌道新設事業 建築事業（既設建築物設備工事業を除く） 既設建築物設備工事業 機械装置の組立て又は据付けの事業 ・組立て又は取付けに関するもの ・その他のもの その他の建設事業	19% 19 17 24 23 23 38 21 24

雇用保険料額の計算方法

$$\text{雇用保険料額} = \text{賃金総額} \times \text{雇用保険料率}$$

（令和3年度）

	雇用保険料率	事業主の負担分	被保険者の負担分	備考
一般の事業所	9/1000	6/1000	3/1000	事業主負担分が $\frac{3}{1000}$ （建設事業は $\frac{4}{1000}$ ）多いのは、能力開発事業・雇用安定事業の二事業率が上乗せされているため
農林水産・清酒製造の事業所	11/1000	7/1000	4/1000	
建設の事業所	12/1000	8/1000	4/1000	

●賃金総額に算入するもの・算入しないもの

雇用保険の保険料額は、労働者（被保険者）に支払われた賃金総額（下記参照）に雇用保険率をかけて算定する。このうち能力開発事業・雇用安定上の二事業率は全額事業主負担となっている。この保険料額については、事業主は労働者に賃金を支払う都度、その賃金額に応ずる被保険者負担額を、賃金から控除することができる。賃金から源泉控除する時点で、この額に1

円未満の端数が生じた場合、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げとなる

ただし、これらの端数処理の取扱いは、労使の間で慣習的な取扱い等の特約がある場合にはこの限りではなく、例えば、従来切り捨てで行われていた場合、引き続き同様の取扱いを行うこともできる

賃金総額に算入するもの

基本給、個定給等基本賃金／超過勤務手当、深夜手当、休日手当等／扶養手当、子供手当、家族手当等／宿、日直手当／役職手当、管理職手当等／地域手当／住宅手当／教育手当／単身赴任手当／技能手当／特殊作業手当／獎勵手当／物価手当／調整手当／賞与／通勤手当／休業手当／いわゆる前払い退職金／定期券、回数券等／創立記念日等の祝金／チップ／雇用保険料その他社会保険料／住居の利益

賃金総額に算入しないもの

休業補償費／退職金／結婚祝金／死亡弔慰金／災害見舞金／増資記念品代／私傷病見舞金／解雇予告手当（労基法第20条の規定による）／年功慰労金／出張旅費、宿泊費等（実費弁償的なもの）／制服／会社が全額負担する生命保険の掛金／財形貯蓄のため事業主負担の奨励金等／住居の利益

●65歳以上も雇用保険の適用拡大（平成29年1月～）

従来までは65歳以上の労働者は雇用保険に新規に加入することはできなかった。65歳前から雇用保険に加入している場合は、65歳以後も引き続き加入し続けることはできた（高齢継続被保険者）ものの、一度喪失してしまうと、加入できなかった。

これが平成29年1月1日より、満65歳以上でも新規で雇用保険に加入することになっている（高齢被保険者）。このため、入社時に65歳以上だったので雇用保険に入ってない

人々、新規で65歳以上の労働者を雇う場合は雇用保険の加入手続きを行なうことが必要になっている

また、従来は雇用保険では毎年4月1日時点で満64歳以上のものについては雇用保険料が免除されていたが、令和2年4月1日からは保険料の免除制度が廃止となっており、64歳以上の保険料の徴収が開始されている

労災保険の給付と手続き一覧

業務上や通勤災害による休業、傷病、障害、死亡の給付は労災保険から受ける

(令和3年9月現在)

給付名※	給付の条件	給付額	〈特別支給金等〉	手続き
療養の給付	業務上(通勤)災害の傷病について、労災病院や指定病院で治療を受けるとき	監督署が必要と認めた医療等を治癒するまで(現物給付)(通勤災害は初診時200円負担)	—	病院を経由して労働基準監督署へ療養の給付請求書を提出する
療養費用の支給	上記療養の給付を受ることが困難な場合、又は受けなかったことについて、労働者に相当の理由があるとき	療養に要した費用の全額(現金給付)	—	事業主の証明・診療担当者の領収書をつけて療養の費用請求書を労働基準監督署へ提出する
休業給付(休業補償付)	業務上(通勤)災害の傷病の療養のため労働不能となり賃金の支払いを受けないとき	休業1日につき給付基礎日額の60%を休業4日目から休業を必要とする間(注)	〈休業特別支給金〉 休業4日目から1日につき給付基礎日額の20%を加給	事業主・診療担当者の証明をつけて、労働基準監督署へ請求する
傷病補病償年金	業務上(通勤)災害の傷病で療養を開始して1年6ヶ月たっても治らずしかも、その傷病の程度が傷病等級第1級～第3級に該当しているとき	傷病等級第1級 ⑥の313日分 傷病等級第2級 ⑥の277日分 傷病等級第3級 ⑥の245日分 国年の障害基礎年金・厚年の障害厚生年金と併給されるときは73%、障害厚生年金だけのときは86%、障害基礎年金だけのときは88%の額に減額	〈傷病特別年金〉 傷病等級第1級 ⑥の313日分 傷病等級第2級 ⑥の277日分 傷病等級第3級 ⑥の245日分 〈傷病特別支給金〉 1級114万円、2級107万円、3級100万円(一時金)	療養開始後1年6月目にその傷病がまだ治っていない場合、「傷病状態に関する届」を労働基準監督署へ提出して、監督署が決定する
障害補償年金(障害年金)	業務上(通勤)災害の傷病が治った後、障害等級表の1級から7級までにあてはまる障害が残ったとき	1級障害⑥の313日分 2級⑥277日分 3級⑥245日分 4級⑥213日分 5級⑥184日分 6級⑥156日分 7級⑥131日分 国年の障害基礎年金・厚年の障害厚生年金と併給されるときは73%、障害厚生年金だけのときは83%、障害基礎年金だけのときは88%の額	〈障害特別支給金〉(注) 1級障害342万円 2級⑥320万円 3級⑥300万円 4級⑥264万円 5級⑥225万円 6級⑥192万円 7級⑥159万円 〈障害特別年金〉 1級障害⑥の313日分～7級障害⑥の131日分	「障害(補償)給付請求書」に診断書・レントゲン写真をつけて労働基準監督署へ請求する。特別支給金、特別年金も同時申請
前一時払金	障害(補償)年金の受給権者が、前払一時金を希望したとき(1回限り)	1級は⑥の1340日分～7級は⑥の560日分を限度として日数選択	—	障害補償年金の請求と同時に支給後1年以内
差額一時金	障害(補償)年金の受給権者が死亡失権して、既受給額が上記前払一時金額に達しないとき	既支給額と1級障害⑥1340日分～7級障害⑥560日分との差額	〈障害特別年金〉 ⑥1340日分～⑥560日分から既支給障害特別年金(含前払一時金)を差し引いた額	「差額一時金支給請求書」に戸籍謄本等必要な書類を添えて労働基準監督署へ請求する

(※) 給付名は業務災害の給付(カッコ内の給付名は通勤災害の給付)

(注) 労働者が所定労働時間の一部のみ労働した場合の休業補償給付額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われた賃金を控除した額の60%相当額(通勤災害の休業給付についても同じ)

★定期健康診断の結果、脳・心臓疾患、血液検査に関連する一定の項目について異常の所見があるときは、請求により二次健診等給付(二次健診や特定保健指導)が行われる。

給付欄の(注)は給付基礎日額でその事故が起る以前3ヵ月間の平均賃金日額であり(年齢階層別に最高・最低限度額が定められている)、(注)は算定基礎日額でその事故が起る以前1年間のボーナス総額を365で除した額(限度額あり)

給付名※	給付の条件	給付額	〈特別支給金等〉	手続き
障害補償一時金(障害一時金)	業務上(通勤)災害の傷病が治って、障害等級表の8級から14級までにあてはまる障害が残ったとき	8級障害⑥の503日分 9級⑥391日分 10級⑥302日分 11級⑥223日分 12級⑥156日分 13級⑥101日分 14級⑥56日分	〈障害特別支給金〉(注) 8級障害65万円 9級⑥50万円 10級⑥39万円 11級⑥29万円 12級⑥20万円 13級⑥14万円 14級⑥8万円 〈障害特別一時金〉 ⑥による503日分～56日分	障害補償給付を請求して、障害の程度によって、年金か一時金が決定される
遺族補償年金(遺族年金)	業務上(通勤)災害の傷病で死亡し死亡の當時その労働者による生計維持の妻、60歳以上の夫、18歳未満の子、60歳以上の父母、18歳未満の孫、60歳以上の祖父母、18歳未満か60歳以上の兄弟姉妹の順序で受けられる(注4)	遺族の数 1人=⑥の153日分※ ※55歳以上又は障害状態の妻は175日分 2人=⑥の201日分 3人=⑥の223日分 4人以上=⑥の245日分	〈遺族特別支給金〉 遺族に300万円の一時金を加給 〈遺族特別年金〉 遺族の人数に応じて算定基礎日額の245日分(遺族4人以上)～153日分(遺族1人)の範囲で受けられる	「遺族(補償)年金支給請求書」に死亡診断書・戸籍謄本をつけて請求する先順位者が死亡したときは次順位者に転給される 特別支給金・特別年金の申請も原則として同時にう
前払一時金	遺族補償年金の受給権者が前払一時金を希望したとき(1回限り)	⑥の200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分のうち遺族補償年金の受給者が選択する額	—	前払一時金を受けると、遺族補償年金は前払一時金の額に達するまで支給停止
遺族補償一時金(遺族一時金)	①遺族(補償)年金の受給権者がいるとき ②遺族(補償)年金を受ける遺族がすべて受けれる権利がなくなり支払済年金・一時金の合計額が給付基礎日額の1000日分に達しないとき	①の場合は⑥の1000日分 ②の場合は⑥の1000日分から既支給額を差し引いた額	〈遺族特別支給金〉 ①の遺族に300万円の一時金を加給 〈遺族特別一時金〉 ①の場合は⑥の1000日分 ②の場合は⑥の1000日分から既支給額を差し引いた額	「遺族(補償)一時金支給請求書」に生計維持証明、身分関係を証明できる書類をつけて労働基準監督署へ請求する 特別支給金・特別年金の申請も原則として同時にう
介護補償給付(介護給付)	障害(補償)年金・傷病(補償)年金の受給権者で常時または随時介護を必要とするとき	①常時介護の場合は171,650円～73,090円(月) ②随時介護の場合は85,780円～36,500円(月)	労働福祉事業として介護機器のレンタル・在宅ケア対応住宅のための低利融資など	介護補償給付請求書を労働基準監督署に提出する
葬祭料	労働者が業務上(通勤)災害の傷病で死亡したとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(最低保障⑥の60日分)	—	死亡診断書などをつけて労働基準監督署へ請求する

(注3) 本体の給付が年金でも一時金でも、障害特別支給金はすべて一時金

(注4) 18歳とは18歳到達後の3月31日を示す

雇用保険の給付一覧

（令和3年9月現在）

給付の条件		給付額および給付日数
基本手当	①一般的離職者は、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あるとき ②特定受給資格者・特定理由離職者は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上あるとき	・政令で定める基本手当額算出方法により、賃金日額の最低5割から最高8割（高齢者は4.5～8割） ・年齢別上限額 29歳まで（6,760円）30～44歳（7,510円）45～59歳（8,265円）60～64歳（7,096円）の基本手当額を離職時の年齢と被保険者期間によって最短90日から最長360日（次頁参照）まで
職業者給付	職安の指示によって、公共職業訓練を受けるとき	受講手当の日額は500円（上限20,000円） 通所手当は、月額42,500円を限度として実費
寄宿手当	公共職業訓練を受けるために寄宿しなければならないとき	月額10,700円
傷手病当	基本手当の受給資格者が病気やけがになって就職できないとき	基本手当額と同額
高齢者給付金	65歳以前から同一の事業所に勤めている被保険者が、65歳以後に失業したときに受けられる（注1）	基本手当額に次の日数を乗じた額 被保険者期間 1年未満 30日分 ～ 1年以上 50日分
就職促進	再手就職当	所定給付日数の2/3以上を残しての就職は支給残日数の70%、1/3以上を残しての就職は支給残日数の60% 基本手当額（上限6,120円、60歳以上65歳未満は4,950円）×所定給付日数の支給残日数×70%（60%）
教育訓練	教育訓練付	被保険者期間が3年以上ある人（初めての人は当分の間1年以上等）が教育訓練を受け修了したとき〔一般教育訓練給付〕（注3） ・受講のため支払った費用の2割額（ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されない） ※初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能
雇用継続給付	高継年続給用付	A. 5年以上の被保険者期間のある人が60歳以後の継続雇用のさいの賃金がそれ以前に比べて75%未満であるとき B. 基本手当を受けた後60歳以後再就職し、その賃金がそれ以前に比べて75%未満であるとき A. 賃金と給付金の合計が360,584円の限度内で、 ①継続雇用の賃金が60歳時賃金の61%以下であるときは賃金額の15%（基本給付金） ②継続雇用の賃金が60歳時賃金の61%超75%未満であるときは15%から一定の割合で遞減した額を65歳になるまで支給（基本給付金） B. 支給残日数が100日以上200日未満は1年間、200日以上は2年間について上記①②の額（再就職給付金）
育児休業給付	育児付休業金	育児休業前2年間に11日以上勤めた月が通算1年以上ある人が1歳又は1歳2ヶ月未満の子（支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6ヶ月、又は2歳未満）を育児するため休業したとき ①支給月額＝休業開始時賃金日額×支給日数の67%（育児休業の開始から6ヵ月経過後は50%）相当額 ②各支給対象期間中（1ヵ月）の賃金の額と①との合計額が「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときには、当該超えた額が減額賃金のみで「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときは不支給※パパ・ママ育休プラス制度（父母共に育児休業を取得）により育児休業を取得する場合、一定の条件を満たすと、子が1歳2ヶ月に達する日の前日までの間に1年まで育児休業給付金が支給
介護休業給付	介護付休業金	介護休業開始前2年間に、11日以上勤めた月が通算1年以上ある人が、配偶者、父母、子、配偶者の父母等の対象家族を介護するため休業したとき ①支給月額＝休業開始時賃金日額×支給日数×67%（給付対象となる同じ家族について93日を限度に3回まで支給） ②各支給対象期間中の賃金の額と①との合計額が、「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときには、当該超えた額が減額賃金のみで「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときは不支給

※新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ⇒ 令和2年4月1日から9月30までの間に同ウイルスの感染及び蔓延防止により休業させられ、休業中に賃金（休業手当）が受けられなかった中小企業労働者に支給される支援金・給付金【詳細は厚生労働省HP参照】

（注1）65歳以上の労働者も「高齢者被保険者」となったため（51頁）、高齢者求職者給付金の支給対象となる（H29.1.1～）

（注2）再就職手当を受給した人が再就職先に6ヶ月以上雇用され、その間の賃金が離職前の賃金よりも低い場合は「就業促進定着手当」が受けられる。なお、就業促進の給付として、上記の他、常用就職支援手当、移転費、広域求職活動費がある

（注3）被保険者期間が原則10年以上（初めての人は当分の間2年以上）等の要件で「専門実践教育訓練給付」が受けられる

●雇用保険料額＝賃金総額×雇用保険率

（令和3年度）

	保険率	事業主の負担分	被保険者の負担分	備考
一般の事業所	9/1000	6/1000	3/1000	事業主負担分が $\frac{3}{1000}$ （建設事業は $\frac{4}{1000}$ ）多いのは、能力開発事業・雇用安定事業の二事業率が上乗せされているため
農林水産・清酒製造の事業所	11/1000	7/1000	4/1000	
建設の事業所	12/1000	8/1000	4/1000	

●基本手当の所定給付日数

年齢等	被保険者期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
一般の離職者	—		90日		120日	150日
特定理由離職者	30歳未満 30歳以上35歳未満 35歳以上45歳未満 45歳以上60歳未満 60歳以上65歳未満	90日	90日 120日注1 150日注2 180日 150日	120日 180日 210日 240日 180日	180日 210日 240日 270日 210日	— 240日 270日 330日 240日
就職困難者	45歳未満 45歳以上65歳未満	150日		300日	300日	360日

注1）、注2）：受給資格に係る離職日が2017年3月31日以前の場合は、どちらも所定給付日数は90日となる

●基本手当額の算出方法

（令和3年8月～）

賃金日額 年齢	4,970～ 11,10円	11,001～ 12,240	12,241～ 13,520	13,521～ 15,020	15,021～ 15,770	15,771～ 16,530
～29歳 (65歳～)	賃金日額 × $(0.8 - (0.3 \times \frac{\text{賃金日額} - 4,970\text{円}}{12,240\text{円} - 4,970\text{円}}))$				6,760円 (年齢別上限額)	
30～44				賃金日額 $\times 0.5$	7,510円 (年齢別上限額)	
45～59						8,265円 (年齢別上限額)
60～64	次のいすれか低い額 賃金日額 × $[0.8 - (0.35 \times \frac{\text{賃金日額} - 4,970\text{円}}{11,000\text{円} - 4,970\text{円}})]$			賃金日額 $\times 0.45$	7,096円 (年齢別上限額)	

（注）賃金日額は離職前6ヵ月間に支払われた賃金総額を180で除した額（賞与等は除く）

（注）支給率部分は小数点以下第3位を4捨5入し、基本手当額に1円未満の端数があるときは切り捨てる

（注）賃金日額2,577円以上4,970円未満は賃金日額の80%が基本手当額（下限2,061円）となる

<特定受給資格者および特定理由離職者の範囲>

●特定受給資格者

倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

●特定理由離職者

特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により退職した者

上記に該当した場合、

①失業給付等（基本手当）の受給資格を得るには、通常、自己都合の場合は被保険者期間が12ヵ月以上（離職以前2年間）必要となるが、被保険者期間が6ヵ月（離職以前1年間）以上あれば、特定受給資格者の受給資格を得ることができる

②特定理由退職者で離職日が令和4年3月31までの間にある方に限り、一定の判断基準による自己都合で退職し、かつ被保険者期間が12ヵ月未満（離職日以前2年間）で、かつ、6ヵ月以上（離職日以前1年間）ある場合に限り、給付日数が特定受給資格者と同じになります。

介護保険のあらまし

(令和3年9月現在)

- 制度の運営は市町村・特別区（東京）で、国・都道府県が財政・事務の面で支援する
- 40歳以上の人人が加入し保険料を負担するが、介護を受けたいときは要介護認定が必要で、その程度に応じたサービスが受けられる

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	市区町村に居住する65歳以上の人	原則40歳以上65歳未満の医療保険加入者
給付が受けられる人	要支援・要介護状態になったとき ・要支援…日常生活に支援が必要な状態 ・要介護…寝たきり、認知症等で介護が必要な状態	末期ガン、関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）により要支援・要介護状態になったとき
保険料	所得に応じて市区町村ごとに設定	加入医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の納め方	・老齢年金額が月15,000円以上の人には、年金から天引き（それ以外は個別徴収）	医療保険料と一括して
自己負担	費用の1割（一定以上所得者は2割、または3割）を自己負担 ただし、自己負担が著しく高額にならないよう、一定額（市町村民税課税世帯、及び現役並所得世帯は月44,000円）、低所得世帯月24,600円、低所得の老齢福祉年金受給者等月15,000円）を超えた部分が高額（医療合算）介護サービス費として支払われる <食事・居住費の自己負担> 介護保険施設での食費・居住費は、サービスの利用者が全額を負担する 低所得者については、所得に応じて負担が軽減される（特定入所者介護サービス費） ただし、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金等の額が一定額以上の場合は軽減の対象となる	

<利用できるサービス>

要介護1～5	要支援1～2	
介護給付	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業
【在宅サービス】 ・訪問介護 ・訪問看護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 等	【在宅サービス】 ・介護予防訪問看護 ・介護予防通所リハビリ ・介護予防居宅療養管理指導 等	・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援型サービス 等 ※要支援に該当しなくても、市区町村等で行うチェックリストにより該当した場合は利用できる
【施設サービス】 ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設	【地域密着型サービス】 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 等	
【地域密着型サービス】 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型共同生活介護 等	一般介護予防事業 要介護・要支援以外でも全ての高齢者が対象 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 等	
地域密着型サービス 住み慣れた地域で多様かつ柔軟なサービスが受けられる枠組み	・サービスは事業所や施設がある市区町村の住民が対象 ・事業所や施設の指定・指導などは市区町村が実施 ・地域の実情に応じて市区町村が介護報酬を設定 ・指定や指定基準・報酬の設定に地域住民等が関与できる、公平・公正しくみ	

街角の年金相談センター一覧

※対面相談のみ、電話相談の受付はなし
※センター（オフィス）によって完全予約制実施

(令和3年9月現在)

街角の年金相談センター	所在地	街角の年金相談センター	所在地
札幌駅前	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2-1 札幌時計台ビル4階	長野	〒380-0935 長野市中御所45-1 山王ビル1階
麻生	〒001-0038 札幌市北区北38条西4-1-8	上田（オ）	〒386-0025 上田市天神1-8-1 上田駅前にレバロイ6階
青森（オ）	〒030-0802 青森市本町1-3-9 ニセイ青森本町ビル10階	岐阜	〒500-8891 岐阜市香蘭2-23 オーキッドパーク西棟3階
盛岡（オ）	〒020-0022 盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル4階	静岡	〒422-8067 静岡市駿河区南町18-1 サウスポート静岡2階
仙台	〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台バーカー2階	沼津	〒410-0801 沼津市大手町3-8-23 ニッセイスターB1階
秋田（オ）	〒010-8506 秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターALIVE（アルヴィ）2階	浜松（オ）	〒435-0044 浜松市東区西塚町200 サーラプラザ浜松5階
酒田	〒998-0044 酒田市中町2-5-19 酒田本町ビル1階	名古屋	〒453-0015 名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2階
福島	〒960-8131 福島市北五老内町7-5 J's-M37(イムズ)2階	千種	〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31 千種ビル6階
水戸	〒310-0021 水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル1階	津（オ）	〒514-0036 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル1階
土浦	〒300-0037 土浦市桜町1-16-12 リーガル土浦ビル3階	草津	〒525-0026 草津市渋川1-1-50 近鉄百貨店草津店5階
前橋	〒379-2147 前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階	宇治	〒611-0031 宇治市広野町西裏54-2
大宮	〒330-0854さいたま市大宮区桜木町2-287 大宮西口大栄ビル3階	京都（オ）	〒564-8073 京都市西京区桂野里町17番地 ミューブ版急挂(EAST)5階
川口	〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル13階	天王寺	〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町10-17 天王寺北NKビル2階
川越（オ）	〒350-1123 川越市鷺田本町16-23 川越駅前ビル8階	吹田	〒564-0082 吹田市片山町1-3-1 メロード吹田2番館10階
千葉	〒260-0027 千葉市中央区新田町4-22 サンライビル1階	堺東	〒590-0077 堺市堺区中瓦町1-1-21 堺東八幸ビル7階
船橋	〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フィスピル7階	枚方	〒573-0032 枚方市岡東町5-23 アーバンユース枚方ビル2階
柏	〒277-0005 柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル1階	城東	〒536-0005 大阪市城東区中央1-8-24 東洋ブリッジ浦生ビル1階
市川（オ）	〒272-0034 市川市市川1-7-6 愛愛ビル3階	東大阪	〒577-0809 東大阪市永和1-18-12 NTT西日本東大阪ビル1階
新宿	〒160-0023 新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階	豊中	〒560-0021 豊中市本町1-1-3 豊中高架下店舗南プロック1階
町田	〒194-0021 町田市中町1-2-4 日新町田ビル5階	なかもず	〒591-8025 堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館1階
立川	〒190-0012 立川市曙町2-7-16 鈴春ビル6階	北須磨	〒654-0154 神戸市須磨区中落合2-2-5 名谷セタービル7階
国分寺	〒185-0021 国分寺市南町2-1-31 青木ビル2階	尼崎	〒661-0012 尼崎市南塚口町2-1-2-208 塚口ひざみさんタワー2番館2階
大森	〒143-0023 大田区山王2-8-26 東辰ビル5階	姫路	〒670-0961 姫路市南畠町2-53 ネオフィス姫路南1階
八王子（オ）	〒192-0081 八王子市横山町22-1 エフティービル八王子3階	西宮（オ）	〒663-8035 西宮市北口町1-2 アクタ西宮東館1階
足立（オ）	〒120-0005 足立区綾瀬2-24-1 ロイヤレアセ2階	奈良	〒630-8115 奈良市大宮町4-281 新大宮セタービル1階
江戸川（オ）	〒132-0024 江戸川区一之江8-14-1 交通会館一之江ビル3階	和歌山（オ）	〒640-8331 和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル1階
練馬（オ）	〒178-0063 練馬区東大泉6-52-1 WICSビル1階	岡山	〒700-0032 岡山市北区昭和町4-55
武蔵野（オ）	〒180-0006 武蔵野市中町1-6-4 三鷹山ビル3階	広島	〒730-0015 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル1階
江東（オ）	〒136-0071 江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル5階	福山	〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストバルク6階
横浜	〒220-0011 横浜市西区高島2-19-12 スカイビル18階	防府	〒747-0036 防府市戎町1-8-25 防府広経第3ビル3階
戸塚	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉町498-11 第5吉本ビル2階	徳島（オ）	〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニセイデ島ビル8階
溝ノ口	〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1 ノクターブラザ10階	高松（オ）	〒760-0028 高松市銀座屋町3 香川三友ビル5階
相模大野	〒252-0030 相模原市南区相模大野3-8-1 小田急相模大野タワーズK1階	松山（オ）	〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階
藤沢（オ）	〒251-0052 藤沢市藤沢496 藤沢森井ビル6階	北九州	〒806-0036 北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラス1階
厚木（オ）	〒243-0018 厚木市中町3-11-18 Flos厚木6階	鳥栖（オ）	〒841-0052 鳥栖市宿町1118 鳥栖市役所東別館1階
新横浜（オ）	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル3階	長崎（オ）	〒852-8135 長崎市千歳町2-6 いわさきビル5階
新潟	〒950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 フレイズ新潟2階	熊本	〒860-0866 熊本市中央区花畠町4-1 太陽生命熊本第2ビル3階
富山	〒930-0010 富山市稲荷元町2-11-1 アピアショピングセンター2階	中津（オ）	〒871-0058 中津市農田町14-3 中津市役所別棟2階
金沢	〒920-0804 金沢市鳴和1-17-30	宮崎（オ）	〒880-0902 宮崎市大淀4-6-28 宮文ディ2階
	〒910-0858 福井市手寄1-4-1 アオッサ(AOSSA)2階	鹿児島（オ）	〒892-8025 鹿児島市大黒町2-11 南星いろはビル6階

年金事務所一覧

(2021年9月現在)

名 称	所在地	電 話
北海道		
札幌東	003-8530 札幌市白石区菊水1-3-1-1	(011) 832-0830
札幌西	060-8585 札幌市中央区北3条西11-2-1	(011) 271-1051
札幌北	001-8585 札幌市北区北24条西6-2-12	(011) 717-8917
新さっぽろ	004-8558 札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	(011) 892-1631
函館	040-8555 函館市千代台町26-3	(0138) 82-8000
旭川	070-8505 旭川市宮下通2-1954-2	(0166) 72-5002
釧路	085-8502 釧路市栄町9-9-2	(0154) 61-6002
室蘭	051-8585 室蘭市海岸町1-20-9	(0143) 50-1002
苫小牧	053-8588 苫小牧市若草町2-1-14	(0144) 56-9003
岩見沢	068-8585 岩見沢市9条西3	(0126) 38-8002
小樽	047-8666 小樽市富岡1-9-6	(0134) 65-5004
北見	090-8585 北見市高砂町2-21	(0157) 33-6005
帶広	080-8558 帯広市西1条南1	(0155) 65-5003
稚内	097-8510 稚内市末広4-1-28	(0162) 74-1003
砂川	073-0192 砂川市西4条北5-1-1	(0125) 28-9000
留萌	077-8533 留萌市大町3	(0164) 43-7211
青森県		
青森	030-8554 青森市中央1-22-8 青森第一生命ビル1・2階	(017) 734-7495
むつ	035-0071 むつ市小川町2-7-30	(0175) 22-4947
八戸	031-8567 八戸市城下4-10-20	(0178) 44-1742
弘前	036-8538 弘前市外崎5-2-6	(0172) 27-1339
岩手県		
盛岡	020-8511 盛岡市松尾町17-13	(019) 623-6211
花巻	025-8503 花巻市材木町8-8	(0198) 23-3351
二戸	028-6196 二戸市福岡字川又18-16	(0195) 23-4111
一関	021-8502 一関市五代町8-23	(0191) 23-4246
宮古	027-8503 宮古市太田1-7-12	(0193) 62-1963
宮城県		
仙台東	983-8558 仙台市宮城野区宮城野3-4-1	(022) 257-6111
仙台南	982-8531 仙台市太白区長町南1-3-1	(022) 246-5111
大河原	989-1245 柴田郡大河原町字新南18-3	(0224) 51-3111
仙台北	980-8421 仙台市青葉区宮町4-3-21	(022) 224-0891
石巻	986-8511 石巻市中里4-7-31	(0225) 22-5115
古川	989-6195 大崎市古川駅南2-4-2	(0229) 23-1200
秋田県		
秋田	010-8565 秋田市保戸野鉄砲町5-20	(018) 865-2392
鷹巣	018-3312 北秋田市花園町18-1	(0186) 62-1490
大曲	014-0027 大仙市大曲通町6-26	(0187) 63-2296
本荘	015-8505 由利本荘市表尾崎町21-2	(0184) 24-1111
山形県		
山形	990-9515 山形市あかねヶ丘1-10-1	(023) 645-5111
寒河江	991-0003 寒河江市大字西根字石川西345-1	(0237) 84-2551
新庄	996-0001 新庄市五日町字宮内225-2	(0233) 22-2050
鶴岡	997-8501 鶴岡市錦町21-12	(0235) 23-5040
米沢	992-8511 米沢市金池5-4-8	(0238) 22-4220
福島県		
東北福島	960-8567 福島市北五老内町3-30	(024) 535-0141
平	970-8501 いわき市平字童子町3-21	(0246) 23-5611
相馬	976-8510 相馬市中村字桜ヶ丘69	(0244) 36-5172
郡山	963-8545 郡山市桑野1-3-7	(024) 932-3434
白河	961-8533 白河市郭内115-3	(0248) 27-4161
会津若松	965-8516 会津若松市追手町5-16	(0242) 27-5321
茨城県		
水戸南	310-0817 水戸市柳町2-5-17	(029) 227-3278
水戸北	310-0062 水戸市大町2-3-32	(029) 231-2283
土浦	300-0812 土浦市下高津2-7-29	(029) 825-1170

名 称	所在地		電 話
下館	308-8520	筑西市菅谷1720	(0296) 25-0829
日立	317-0073	日立市幸町2-10-22	(0294) 24-2194
栃木県			
宇都宮東	321-8501	宇都宮市元今泉6-6-13	(028) 683-3211
宇都宮西	320-8555	宇都宮市下戸祭2-10-20	(028) 622-4281
大田原	324-8540	大田原市本町1-2695-22	(0287) 22-6311
栃木	328-8533	栃木市城内町1-2-12	(0282) 22-4131
今市	321-1293	日光市中央町17-3	(0288) 88-0082
群馬県			
前橋	371-0033	前橋市国領町2-19-12	(027) 231-1719
桐生	376-0023	桐生市錦町2-11-19	(0277) 44-2311
高崎	370-8567	高崎市栄町10-1	(027) 322-4299
渋川	377-8588	渋川市石原143-7	(0279) 22-1614
太田	373-8642	太田市小舞木町262	(0276) 49-3716
埼玉県			
浦和	330-8580	さいたま市浦和区北浦和5-5-1	(048) 831-1638
大宮	331-9577	さいたま市北区宮原町4-19-9	(048) 652-3399
熊谷	360-8585	熊谷市桜木町1-93	(048) 522-5012
なんもサテライト加須	347-0009	加須市三俣2-1-1 加須市役所2階	(0570) 05-4890
川越	350-1196	川越市脇田本町8-1 U_PLACE5階	(049) 242-2657
所沢	359-8505	所沢市上安松1152-1	(04) 2998-0170
春日部	344-8561	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階	(048) 737-7112
越谷	343-8585	越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3階	(048) 960-1190
秩父	368-8585	秩父市上野町13-28	(0494) 27-6560
千葉県			
千葉	260-8503	千葉市中央区中央港1-17-1	(043) 242-6320
なんきんサンテライト茂原	297-0023	茂原市千代田町1-16 茂原サンヴエルプラザ1階	(0475) 23-2530
幕張	262-8501	千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	(043) 212-8621
船橋	273-8577	船橋市市場4-16-1	(047) 424-8811
市川	272-8577	市川市市川11-3-18 SRビル市川3階	(047) 704-1177
松戸	270-8577	松戸市新松戸1-335-2	(047) 345-5517
木更津	292-8530	木更津市新田3-4-31	(0438) 23-7616
佐原	287-8585	香取市佐原口2116-1	(0478) 54-1442
なんきんサンテライト成田	286-0033	成田市花崎町828-11 (スカイタウン成田2階)	(0476) 24-5715
東京都			
千代田	102-8337	千代田区三番町22	(03) 3265-4381
中央	104-8175	中央区明石町8-1 聖路加タワー1・16階	(03) 3543-1411
港	105-8513	港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館1~3階	(03) 5401-3211
新宿	160-0022	新宿区新宿5-9-2 ヒューリック新宿五丁目ビル3~9階	(03) 6278-9311
杉並	166-8550	杉並区高円寺南2-54-9	(03) 3312-1511
中野	164-8656	中野区中野2-4-25	(03) 3380-6111
上野	110-8660	台東区池之端1-2-18 いちご池之端ビル	(03) 3824-2511
文京	112-8617	文京区千石1-6-15	(03) 3945-1141
墨田	130-8586	墨田区立川3-8-12	(03) 3631-3111
江東	136-8525	江東区亀戸5-16-9	(03) 3683-1231
江戸川	132-8502	江戸川区中央3-4-24	(03) 3652-5106
品川	141-8572	品川区大崎5-1-5	(03) 3494-7831
大田	144-8530	大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	(03) 3733-4141
渋谷	150-8334	渋谷区神南1-12-1	(03) 3462-1241
目黒	153-8905	目黒区上目黒1-12-4	(03) 3770-6421
世田谷	158-8515	世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス10階	(03) 6880-3456
池袋	171-8567	豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階	(03) 3988-6011
北	114-8567	北区上十条1-1-10	(03) 3905-1011
板橋	173-8608	板橋区板橋1-47-4	(03) 3962-1481
練馬	177-8510	練馬区石神井町4-27-37	(03) 3904-5491
足立	120-8580	足立区綾瀬2-17-9	(03) 3604-0111
荒川	116-8904	荒川区東尾久5-11-6	(03) 3800-9151
葛飾	124-8512	葛飾区立石3-7-3	(03) 3695-2181
立川	190-8580	立川市錦町2-12-10	(042) 523-0352
青梅	198-8525	青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	(0428) 30-3410
八王子	192-8506	八王子市南新町4-1	(042) 626-3511
武藏野	180-8621	武藏野市吉祥寺北町4-12-18	(0422) 56-1411

名 称	所在地	電 話
府中 神奈川県	183-8505 府中市府中町2-12-2	(042) 361-1011
鶴見	230-8555 横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	(045) 521-2641
港北	222-8555 横浜市港北区大豆戸町515	(045) 546-8888
横浜中	231-0012 横浜市中区相生町2-28	(045) 641-7501
横浜西	244-8580 横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	(045) 820-6655
横浜南	232-8585 横浜市南区宿町2-51	(045) 742-5511
川崎	210-8510 川崎市川崎区宮前町12-17	(044) 233-0181
高津	213-8567 川崎市高津区久本1-3-2	(044) 888-0111
平塚	254-8563 平塚市八重咲町8-2	(0463) 22-1515
厚木	243-8688 厚木市栄町1-10-3	(046) 223-7171
相模原	252-0388 相模原市南区相模大野6-6-6	(042) 745-8101
小田原	250-8585 小田原市浜町1-1-47	(0465) 22-1391
横須賀	238-8555 横須賀市米が浜通1-4 Flos横須賀	(046) 827-1251
藤沢	251-8586 藤沢市藤沢1018	(0466) 50-1151
新潟県		
新潟東	950-8552 新潟市中央区新光町1-16	(025) 283-1013
新潟西	951-8558 新潟市中央区西大畠町5191-15	(025) 225-3008
長岡	940-8540 長岡市台町2-9-17	(0258) 88-0006
上越	943-8534 上越市西城町3-11-19	(025) 524-4113
柏崎	945-8534 柏崎市幸町3-28	(0257) 38-0568
三条	955-8575 三条市興野3-2-3	(0256) 32-2820
新発田	957-8540 新発田市新富町1-1-24	(0254) 23-2128
六日町	949-6692 南魚沼市六日町字北沖93-17	(025) 716-0008
富山県		
富山	930-8571 富山市牛島新町7-1	(076) 441-3926
高岡	933-8585 高岡市中川園町11-20	(0766) 21-4180
魚津	937-8503 魚津市本江1683-7	(0765) 24-5153
砺波	939-1397 砧波市豊町2-2-12	(0763) 33-1725
石川県		
金沢南	921-8516 金沢市泉が丘2-1-18	(076) 245-2311
金沢北	920-8691 金沢市三社町1-43	(076) 233-2021
小松	923-8585 小松市小馬出町3-1	(0761) 24-1791
七尾	926-8511 七尾市藤橋町西部22-3	(0767) 53-6511
福井県		
福井	910-8506 福井市手寄2-1-34	(0776) 23-4518
武生	915-0883 越前市新町5-2-11	(0778) 23-1126
敦賀	914-8580 敦賀市東洋町5-54	(0770) 23-9904
山梨県		
甲府	400-8565 甲府市塙部1-3-12	(055) 252-1431
竜王	400-0195 甲斐市名取347-3	(055) 278-1100
大月	401-8501 大月市大月町花咲1602-1	(0554) 22-3811
長野県		
長野南	380-8677 長野市岡田町126-10	(026) 227-1284
長野北	381-8558 長野市吉田3-6-15	(026) 244-4100
岡谷	394-8665 岡谷市中央町1-8-7	(0266) 23-3661
伊那	396-8601 伊那市山寺1499-3	(0265) 76-2301
飯田	395-8655 飯田市宮の前4381-3	(0265) 22-3641
松本	390-8702 松本市鎌田2-8-37	(0263) 31-5150
小諸	384-8605 小諸市田町2-3-5	(0267) 22-1080
岐阜県		
岐阜南	500-8381 岐阜市市橋2-1-15	(058) 273-6161
岐阜北	502-8502 岐阜市大福町3-10-1	(058) 294-6364
多治見	507-8709 多治見市小田野4-8-3	(0572) 22-0255
大垣	503-8555 大垣市八島町114-2	(0584) 78-5166
美濃加茂	505-8601 美濃加茂市太田町2910-9	(0574) 25-8181
高山	506-8501 高山市花岡町3-6-12	(0577) 32-6111
静岡県		
静岡	422-8668 静岡市駿河区中田2-7-5	(054) 203-3707
清水	424-8691 静岡市清水区巴町4-1	(054) 353-2233
浜松東	435-0013 浜松市東区天龍川町188	(053) 421-0192
浜松西	432-8015 浜松市中区高町302-1	(053) 456-8511

名 称	所在地	電 話
沼津	410-0032 沼津市日の出町1-40	(055) 921-2201
三島	411-8660 三島市寿町9-44	(055) 973-1166
島田	427-8666 島田市柳町1-1	(0547) 36-2211
掛川	436-8653 掛川市久保1-19-8	(0537) 21-5524
富士	416-8654 富士市横割3-5-33	(0545) 61-1900
愛知県		
大曾根	461-8685 名古屋市東区大曾根町28-1	(052) 935-3344
中村	453-8653 名古屋市中村区太閤1-19-46	(052) 453-7200
鶴舞	460-0014 名古屋市中区富士見町2-13	(052) 323-2553
熱田	456-8567 名古屋市熱田区伝馬2-3-19	(052) 671-7263
笠寺	457-8605 名古屋市南区柵下町3-21	(052) 822-2512
昭和	466-8567 名古屋市昭和区桜山町5-99-6 桜山駅前ビル	(052) 853-1463
名古屋西	451-8558 名古屋市西区城西1-6-16	(052) 524-6855
名古屋北	462-8666 名古屋市北区清水5-6-25	(052) 912-1213
豊橋	441-8603 豊橋市菰口町3-96	(0532) 33-4111
岡崎	444-8607 岡崎市朝日町3-9	(0564) 23-2637
一宮	491-8503 一宮市新生4-7-13	(0586) 45-1418
瀬戸	489-8790 瀬戸市共栄通4-6	(0561) 83-2412
半田	475-8601 半田市西新町1-1	(0569) 21-2375
豊川	442-8605 豊川市金屋町32	(0533) 89-4042
刈谷	448-8662 刈谷市寿町1-401	(0566) 21-2110
豊田	471-8602 豊田市神明町3-33-2	(0565) 33-1123
三重県		
津	514-8522 津市桜橋3-446-33	(059) 228-9112
四日市	510-8543 四日市市十七軒町17-23	(059) 353-5515
松阪	515-8973 松阪市宮町17-3	(0598) 51-5115
伊勢	516-8522 伊勢市宮後3-5-33	(0596) 27-3601
尾鷲	519-3692 尾鷲市林町2-23	(0597) 22-2340
滋賀県		
大津	520-0806 大津市打出浜13-5	(077) 521-1184
草津	525-0025 草津市西渋川1-16-35	(077) 567-1311
彦根	522-8540 彦根市外町169-6	(0749) 23-1116
京都府		
上京	603-8522 京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	(075) 415-1165
舞鶴	624-8555 舞鶴市南田辺50-8	(0773) 78-1165
中京	604-0902 京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉢田町287	(075) 251-1165
下京	600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308	(075) 341-1165
京都南	612-8558 京都市伏見区竹田7瀬川町8-1	(075) 644-1165
京都西	615-8511 京都市右京区西京極南大入町81	(075) 323-1170
大阪府		
天満	530-0041 大阪市北区天神橋4-1-15	(06) 6356-5511
福島	553-8585 大阪市福島区福島8-12-6	(06) 6458-1855
大手前	541-0056 大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル6・8階	(06) 6271-7301
堺江	550-0014 大阪市西区北堺江3-10-1	(06) 6531-5241
市岡	552-0003 大阪市港区磯路3-25-17	(06) 6571-5031
天王寺	543-8588 大阪市天王寺区悲田院町7-6	(06) 6772-7531
平野	547-8588 大阪市平野区喜連西6-2-78	(06) 6705-0331
難波	556-8585 大阪市浪速区敷津東1-6-16	(06) 6633-1231
玉出	559-8560 大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階	(06) 6682-3311
淀川	532-8540 大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	(06) 6305-1881
今里	537-0014 大阪市東成区大今里西2-1-8	(06) 6972-0161
城東	536-8511 大阪市城東区中央1-8-19	(06) 6932-1161
貝塚	597-8686 貝塚市海塚305-1	(072) 431-1122
堺東	590-0078 堀市堺区南瓦町2-23	(072) 238-5101
堺西	592-8333 堀市西区浜寺石津町西4-2-18	(072) 243-7900
東大阪	577-8554 東大阪市永和1-15-14	(06) 6722-6001
八尾	581-8501 八尾市桜ヶ丘1-65	(072) 996-7711
吹田	564-8564 吹田市片山町2-1-18	(06) 6821-2401
豊中	560-8560 豊中市岡上の町4-3-40	(06) 6848-6831
守口	570-0083 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7F	(06) 6992-3031
枚方	573-1191 枚方市新町2-2-8	(072) 846-5011

名 称	所在地			電 話
兵庫県				
三宮	650-0033	神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	(078) 332-5793	
須磨	654-0047	神戸市須磨区磯馴町4-2-12	(078) 731-4797	
東灘	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	(078) 811-8475	
兵庫	652-0898	神戸市兵庫区駅前通1-3-1	(078) 577-0294	
姫路	670-0947	姫路市北条1-250	(079) 224-6382	
尼崎	660-0892	尼崎市東難波町2-17-55	(06) 6482-4591	
明石	673-8512	明石市鷹匠町12-12	(078) 912-4983	
西宮	663-8567	西宮市津門大塚町8-26	(0798) 33-2944	
豊岡	668-0021	豊岡市泉町4-20	(0796) 22-0948	
加古川	675-0031	加古川市加古川町北在家2602	(079) 427-4740	
奈良県				
奈良	630-8512	奈良市芝辻町4-9-4	(0742) 35-1371	
大和高田	635-8531	大和高田市幸町5-11	(0745) 22-3531	
桜井	633-8501	桜井市大字谷88-1	(0744) 42-0033	
和歌山県				
和歌山東	640-8541	和歌山市太田3-3-9	(073) 474-1841	
和歌山西	641-0035	和歌山市閏戸2-1-43	(073) 447-1660	
田 辺	646-8555	田辺市朝日ヶ丘24-8	(0739) 24-0432	
新宮分室	647-0016	新宮市谷王子町456-1 亀屋ビル1階	(0735) 22-8441	
鳥取県				
鳥取	680-0846	鳥取市扇町176	(0857) 27-8311	
倉吉	682-0023	倉吉市山根619-1	(0858) 26-5311	
米子	683-0805	米子市西福原2-1-34	(0859) 34-6111	
島根県				
松江	690-8511	松江市東朝日町107	(0852) 23-9540	
出雲	693-0021	出雲市塩治町1516-2	(0853) 24-0045	
浜田	697-0017	浜田市原井町908-26	(0855) 22-0670	
岡山県				
岡山東	703-8533	岡山市中区国富228	(086) 270-7925	
岡山西	700-8572	岡山市北区昭和町12-7	(086) 214-2163	
倉敷東	710-8567	倉敷市老松町3-14-22	(086) 423-6150	
倉敷西	713-8555	倉敷市玉島1952-1	(086) 523-6395	
津山	708-8504	津山市田町112-5	(0868) 31-2360	
高梁	716-8668	高梁市旭町1393-5	(0866) 21-0570	
広島県				
広島東	730-8515	広島市中区基町1-27	(082) 228-3131	
広島西	733-0833	広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	(082) 535-1505	
広島南	734-0007	広島市南区皆実町1-4-35	(082) 253-7710	
福山	720-8533	福山市旭町1-6	(084) 924-2181	
呉	737-8511	呉市宝町2-11	(0823) 22-1691	
東広島分室	739-0015	東広島市西条栄町10-27 栄町ビル1階	(082) 493-6301	
三原	723-8510	三原市円一町2-4-2	(0848) 63-4111	
三次	728-8555	三次市十日市東3-16-8	(0824) 62-3107	
備後府中	726-0005	府中市府中町736-2	(0847) 41-7421	
山口県				
山口	753-8651	山口市吉敷下東1-8-8	(083) 922-5660	
下関	750-8607	下関市上新地町3-4-5	(083) 222-5587	
徳山	745-8666	周南市新宿通5-1-8	(0834) 31-2152	
宇部	755-0027	宇部市港町1-3-7	(0836) 33-7111	
岩国	740-8686	岩国市立石町1-8-7	(0827) 24-2222	
萩	758-8570	萩市江向323-1	(0838) 24-2158	
徳島県				
徳島南	770-8054	徳島市山城西4-45	(088) 652-1511	
徳島北	770-8522	徳島市佐古三番町12-8	(088) 655-0200	
阿波半田	779-4193	美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	(0883) 62-5350	
香川県				
高松東	760-8543	高松市塩上町3-11-1	(087) 861-3866	
高松西	760-8553	高松市錦町2-3-3	(087) 822-2840	
善通寺	765-8601	善通寺市文京町2-9-1	(0877) 62-1662	
愛媛県				
松山東	790-0952	松山市朝生田町1-1-23	(089) 946-2146	

名 称	所在地			電 話
松山西	790-8512	松山市南江戸3-4-8	(089) 925-5105	
新居浜	792-8686	新居浜市庄内町1-9-7	(0897) 35-1300	
今治	794-8515	今治市別宮町6-4-5	(0898) 32-6141	
宇和島	798-8603	宇和島市天神町4-43	(0895) 22-5440	
高知県				
高知東	781-9556	高知市桟橋通4-13-3	(088) 831-4430	
高知西	780-8530	高知市旭町3-70-1	(088) 875-1717	
南国	783-8507	南国市大そね甲1214-6	(088) 864-1111	
幡多	787-0023	四万十市中村東町2-4-10	(0880) 34-1616	
福岡県				
東福岡	812-8657	福岡市東区馬出3-12-32	(092) 651-7967	
博多	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-15-23	(092) 474-0012	
中福岡	810-8668	福岡市中央区大手門2-8-25	(092) 751-1232	
西福岡	819-8502	福岡市西区内浜1-3-7	(092) 883-9962	
南福岡	815-8558	福岡市南区塩原3-1-27	(092) 552-6112	
久留米	830-8501	久留米市諫訪野町2401	(0942) 33-6192	
小倉南	800-0294	北九州市小倉南区下曾根1-8-6	(093) 471-8873	
小倉北	803-8588	北九州市小倉北区大手町13-3	(093) 583-8340	
直方	822-8555	直方市知古1-8-1	(0949) 22-0891	
八幡	806-8555	北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	(093) 631-7962	
大牟田	836-8501	大牟田市大正町6-2-10	(0944) 52-5294	
佐賀県				
佐賀	849-8503	佐賀市八丁畷1-32	(0952) 31-4191	
唐津	847-8501	唐津市千代田町2565	(0955) 72-5161	
武雄	843-8588	武雄市武雄町大字昭和43-6	(0954) 23-0121	
長崎県				
長崎南	850-8533	長崎市金屋町3-1	(095) 825-8701	
長崎北	852-8502	長崎市稻佐町4-22	(095) 861-1354	
佐世保	857-8571	佐世保市稻荷町2-37	(0956) 34-1189	
諫早	854-8540	諫早市栄田町47-39	(0957) 25-1662	
熊本県				
熊本東	862-0901	熊本市東区東町4-6-41	(096) 367-2503	
熊本西	860-8534	熊本市中央区千葉城町2-37	(096) 353-0142	
八代	866-8503	八代市萩原町2-11-41	(0965) 35-6123	
本渡	863-0033	天草市東町2-21	(0969) 24-2112	
玉名	865-8585	玉名市松木11-4	(0968) 74-1612	
大分県				
大分	870-0997	大分市東津留2-18-15	(097) 552-1211	
日田	877-8585	日田市淡窓1-2-75	(0973) 22-6174	
別府	874-8555	別府市西野口町2-41	(0977) 22-5111	
佐伯	876-0823	佐伯市女島字源六分9029-5	(0972) 22-1970	
宮崎県				
宮崎	880-8588	宮崎市天満2-4-23	(0985) 52-2111	
高鍋	884-0004	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1	(0983) 23-5111	
延岡	882-8503	延岡市大賀町1-2978-2	(0982) 21-5424	
都城	885-8501	都城市一万城町71-1	(0986) 23-2571	
鹿児島県				
鹿児島南	890-8533	鹿児島市鴨池新町5-25	(099) 251-3111	
鹿児島北	892-8577	鹿児島市住吉町6-8	(099) 225-5311	
川内	895-0012	薩摩川内市平佐町2223	(0996) 22-5276	
加治木	899-5292	姶良市加治木町諫訪町113	(0995) 62-3511	
鹿屋	893-0014	鹿屋市寿3-8-19	(0994) 42-5121	
奄美大島	894-0035	奄美市名瀬塩浜町3-1	(0997) 52-4341	
沖縄県				
那覇	900-0025	那覇市壺川2-3-9	(098) 855-1111	
浦添	901-2121	浦添市内間3-3-25	(098) 877-0343	
コザ	904-0021	沖縄市胡屋2-2-52	(098) 933-2267	
名護	905-0021	名護市東江1-9-19	(0980) 52-2522	
平良	906-0013	宮古島市平良字下里791	(0980) 72-3650	
石垣	907-0004	石垣市登野城55-3	(0980) 82-9211	

全国健康保険協会（協会けんぽ）都道府県支部一覧

＜令和3年9月現在＞		
名称	所在地	TEL
北海道	〒060-8524 札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル	011-726-0352
青森	〒030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル	017-721-2799
岩手	〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル	019-604-9009
宮城	〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル	022-714-6850
秋田	〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田	018-883-1800
山形	〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル	023-629-7229
福島	〒960-8546 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-523-3915
茨城	〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル	029-303-1500
栃木	〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮D1ビル7階	028-616-1691
群馬	〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル	027-219-2100
埼玉	〒330-8686 さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター（JACK大宮）16階	048-658-5919
千葉	〒260-8645 千葉市中央区新町新町3-13 千葉TNビル2階	043-382-8311
東京	〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス	03-6853-6111
神奈川	〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階	045-270-8431
新潟	〒950-8513 新潟市中央区東大通2-2-4 日生不動産東大通ビル	025-242-0260
富山	〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま	076-431-6155
石川	〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル	076-264-7200
福井	〒910-8541 福井市大手3-4-1 福井放送会館	0776-27-8300
山梨	〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル	055-220-7750
長野	〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル	026-238-1250
岐阜	〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル	058-255-5155
静岡	〒420-8512 静岡市葵区呂根町1-1-2 静岡呂根町スクエア	054-275-2770
愛知	〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階	052-856-1490
三重	〒514-1195 津市栄町4-255 津栄町三交ビル	059-225-3311
滋賀	〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-522-1099
京都	〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七觀音町634 カラスマプラザ21	075-256-8630
大阪	〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル	06-7711-4300
兵庫	〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST	078-252-8701
奈良	〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル	0742-30-3700
和歌山	〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル	073-421-3100
鳥取	〒680-8560 鳥取市今町今2-112 アクティ日ノ丸総本社ビル5階	0857-25-0050
島根	〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階	0852-59-5139
岡山	〒700-8506 岡山市北本町6-36 第一セントラルビル	086-803-5780
広島	〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル	082-568-1011
山口	〒754-8522 山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3	083-974-0530
徳島	〒770-8541 徳島市沖浜東3-46 Jビル西館	088-602-0250
香川	〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル	087-811-0570
愛媛	〒790-8546 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階	089-947-2100
高知	〒780-8501 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル	088-820-6010
福岡	〒812-8670 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング	092-283-7621
佐賀	〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル	0952-27-0611
長崎	〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館	095-829-6000
熊本	〒862-8520 熊本中央区水前寺1-20-22 水前寺センタービル	096-340-0260
大分	〒870-8570 大分市金池南1-5-1 J:COMホルトホール大分（MNCタウン2階）	097-573-5630
宮崎	〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル	0985-35-5364
鹿児島	〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階	099-219-1734
沖縄	〒900-8512 那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル	098-951-2211

書簡用語

	書 簡 用 語	二 十 四 節 気
1 月	新春 初春 嵩寒 酷寒／新春の候／希望にあふれる新年をお迎えのことと／今朝の寒さは一段と身にしみます／一面荒涼とした冬景色／寒に入り、寒さもひしお／雪に明け雪に暮れる毎日	・小寒——寒さが日増しに加わり本格的な冬になる ・大寒——一年中で寒さが最も厳しくなる
2 月	立春 余寒 晩冬 残寒／春まだ浅く／梅のつぼみもまだかたく／なんとなく春めいてだいぶしのぎやすく／梅見の便りもちらほら／三寒四温と申しますが／寒さの中にも春の足音が	・立春——春が始まる日 この日を過ぎてだいぶ春めく ・雨水——雨水がぬるみ、草木が芽ぐみ始めるころ
3 月	早春 浅春 春寒 残春／早春の候／冬の名残りもまだ去りやらず／一雨ごとに春めいてまいりました／小川の水もぬるみ／春の足音がかけ足で／野も山もすっかり春めき／うぐいすの初音	・啓蟄——冬眠していた虫が地上で活動を始めるころ ・春分——昼夜の長さが同じ日 この日から昼が徐々に長くなる
4 月	春暖 陽春 春色 清明／陽春のみぎり／うららかな春の日差しを浴びて／のどかにつくし摘みでも／春もたけなわ／春らんまんの季節／桜の季節／花冷えの頃／緑の木々も春雨にむけむり	・清明——花が咲き、春さきの万物が生き生きしてくるころ ・穀雨——田畑を潤し成長を助ける春雨が降るころ
5 月	新緑 晩春 若葉 立夏／若葉の緑もすがすがしいこのごろ／陽光まばゆいばかり／暑からず寒からずの好季／五月晴れの空に鯉のぼりが泳ぎ／散る花の名残り惜しさに／つつじの花が真赤に燃え	・立夏——夏が始まる日 植物が日ごとに成長するころ ・小滿——陽気がよくなり、万物がほぼ成長するころ
6 月	梅雨 入梅 初夏 向暑／長雨の候／うとううしい毎日／久々に今日はからりと晴れあがって／庭のあじさいも雨にぬれて／木々の緑も深まり／さわやかなか初夏の季節／空には白い雲が浮かび	・芒種——麦を刈りとて稲を植えるのによいころ ・夏至——北半球では昼が最も長くなる日 このころは梅雨のさ中
7 月	猛暑 酷暑 炎暑 盛夏／梅雨明けの暑さとしお／海や山が恋しく／暑さ厳しき折／緑の木陰が恋しいこのごろ／子供たちは水遊びに打ち興じ／夕立がうれしい／蝉しぐれがひとしきり	・小暑——梅雨が終わり、少しずつ暑くなるころ ・大暑——一年中で暑さが最も厳しくなるころ 夏の土用もこのころ
8 月	残暑 処暑 晩夏 立秋／残暑とひときわ身にこたえるこのごろ／土用明けの暑さますます厳しく／そろそろ夏の疲れが出てくるころ／めっきり虫の声もしげくなり／ひぐらしの声に秋の近いのを覚えて	・立秋——秋が始まる日 実際はまだ暑さの盛り ・処暑——暑さがおさまり秋らしく涼しくなる
9 月	初秋 秋涼 清涼 秋色／今日は秋晴れの爽快な一日／暑さ寒さも彼岸までといわれるとおり／一雨ごとに秋の気配が深まり／台風一過／二百十日も無事に過ぎ／天高く馬肥ゆる秋	・白露——秋もだいに深まり、草木の葉に露がつきだすころ ・秋分——昼夜の長さが同じ日でこの日から昼が徐々に短くなる
10 月	秋冷 秋晴 清秋 紅葉／行楽の秋／菊薫る季節／街路樹の葉も黄ばみ／秋雨の日は肌寒く／すいぶん日も短くなつて／秋たけなわ／味覚の秋／スポーツの秋／秋も深まりました／秋の夜長	・寒露——気温が少しずつ下がり、冷えが身にしみるころ ・霜降——霜が降り始めるころ 冬支度にいそしむ時期
11 月	晩秋 向寒 落葉 立冬／落ち葉風に舞うころ／日増しに寒さが加わり／日だまりが恋しい時候となり／朝夕はひとときわ冷えこむこのごろ／冬がそこまで／穏やかな小春日和が続き／霜枯れの季節	・立冬——冬が始まる日 朝夕の寒さが増し、日暮れも早くなる ・小雪——冬もやや進み、初雪が降るころ
12 月	初冬 寒冷 師走 歳晚／歳末ご多忙の折／心せわしい年の暮れを迎へ／師走の風が身にしみるころ／初雪の便り／山々はすっかり雪化粧／いつもながら歳末風景ですが／いよいよ押しまり	・大雪——北風が強くなり、雪の降る日も多くなるころ ・冬至——北半球では夜が最も長くなる日 寒さも厳しくなる

●七草

春の七草	芹（せり）、薺（なづな）、御形（ごぎょう）、繁蓑（はこべ）、仏座（ほとけのざ）、菘（すずな）、蘿荀（すずしろ）
秋の七草	萩（はぎ）、尾花（おばな）、葛（くず）、撫子（なでしこ）、女郎花（おみなえし）、藤袴（ふじばかま）、桔梗（ききょう）